

平成21年3月3日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課	北	御門	敏	則
企	画課	竹	下		勇
総	務課	中	川		宏
財	政課	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	迎		和	泉
商	工観光課	田	中	敏	男
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年3月3日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成21年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	1 福 井 正	1. 鹿島市の産業振興について (1) 耕作放棄地対策 (2) 産業の創造 ①グリーンエネルギーへの取り組み ②鹿島の水の販売 ③いのしし対策 (3) 農林水産業への就労支援 (4) 有明海研究所誘致
2	14 松 尾 征 子	1. 市民生活の深刻さは増すばかり、憲法第25条に保障された生活が出来る市政を (1) 雇用問題について (2) 生活保護制度について (3) 障害者（児）の問題について (4) 佐賀県一高い介護保険料の見直しを (5) 学校給食費について (6) 地域公共交通について
3	5 馬 場 勉	1. 医療行政について (1) 特定健診・保健指導について (2) 予防医療への取り組み 2. 福祉行政について (1) 高齢化への対応 (2) 交通網の整備 3. 地域産業の活性化への取り組み (1) 農漁業と商業の融合について (2) 付加価値を高める取り組み (3) 定住・交流人口の問題
4	9 水 頭 喜 弘	1. 住基カードの利活用について 2. 農業再生について 3. 火災予防装置の普及について 4. 妊婦無料健診の拡大について

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。会議に先立ち申し上げます。議場で発言する場合は、鹿島市議会会議規則第49条第1号の規定により、議長の許可を得て発言してください。また、自席での私語は慎んでいただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

おはようございます。8番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は鹿島市の産業振興ということにつきまして、耕作放棄地対策、産業の創造、農林水産業への就労支援、有明海研究所誘致について質問をさせていただきます。

アメリカ発の金融危機によりまして、日本でも未曾有の経済危機となっております。政府は20年度第2次補正予算などで雇用対策等に取り組みられておられます。地方自治体として安定した雇用の確保や将来の産業を創出することが今後の鹿島にとって重要なことだと思ひ、質問をさせていただきます。

ことし1月の全国の有効求人倍率、0.67だそうでございます。鹿島・藤津地区でございますけれども、ここは12月の時点で0.60、その後は少し下がっているということですから、通常が0.56程度だということですので、多分その程度まで下がっているのではないかなというふうに思っております。政府の経済対策等が行われている今、いわゆる経済危機でございますけれども、危機を新しく産業に転換していく一つのチャンスではないかなという思いで質問をいたします。

私は従来、新産業の創出という観点からさまざまな提案を一般質問等でしてまいりました。今回も鹿島市の産業振興について質問いたします。

オバマ大統領の発言がございました。グリーン・ニューディール政策というものでございました。アメリカもやっと環境ビジネスへの転換が始まろうとしているということでございます。日本におきましても、バイオエタノール製造研究、太陽光パネル設置への国の補助金制度の復活等々、また変革が始まっております。鹿島市でもこれらの取り組みの必要性について、20年6月議会の一般質問でも取り上げました。これからの鹿島市の産業政策の一つとして、これらの新産業に取り組むべきだと私は思います。そのことが雇用の創造、鹿島市の振興につながると思ひ、質問をいたします。

まず、耕作放棄地対策でございます。

昨年12月時点で鹿島市の耕作放棄地は、最新の調査結果で570ヘクタール以上に増加をしているということでございます。昨年聞きましたときは400ヘクタールということだったと

と思いますが、それだけ増加をしているということでございます。その原因として考えられますのが、農業従事者の高齢化、後継者不足、また収益が減少している等々、さまざまな要因があると思います。この状態を放置していたとしましたら、雑草がはびこり、害虫の発生など、ほかの農地に対しても被害が生じることになると思います。また、食料自給率の向上の観点から放置できないことだと思えます。

鹿島市では、耕作放棄地対策としてどのような施策をしておられるのか、また考えておられるのかについて、まず質問をいたします。

次に、産業の創造という点につきまして、グリーンエネルギーへの取り組みについて質問いたします。

20年3月議会で荒廃園の活用という観点から、バイオエネルギーへの取り組みについて質問をいたしました。答弁といたしまして、国の動向、市民の環境への取り組みの意識を少しずつ盛り上げていって、それから展開ができるのかなという答弁でございました。あれから1年たちまして、その後、技術が進みまして、例えば、バイオエタノール等々の取り組みが新しい技術で取り組まれるように今なってきております。2月14日の佐賀新聞の報道によりますとJA全農で、2月13日の記事でございまして、収量は多いが食用に向かない米を原料としたガソリン代替燃料のバイオエタノール製造という記事が記載されておりました。これは3%まぜるそうですが、間もなくこれが販売をされるということでございます。また、月桂冠酒造という会社がございましてけれども、ここでは稲わら、もみ殻等のセルロースを使ったエタノール製造に取り組まれているということでございます。

これからの農業振興、耕作放棄地の活用、雇用の確保の観点から、これらの新エネルギーへの取り組みについて、鹿島市としてどのように考えておられるのかについて質問をいたします。

次に、鹿島市の水の販売について質問いたします。

2月7日、佐賀経済同友会、九州電力佐賀支店主催のまちづくりシンポジウムでの井上英明氏が鹿島の水、平谷の水のおいしさと水の販売について提案をされたことは、市長もパネリストでございましたので、よくおわかりだと思います。水を販売するという事について、以前、一般質問だったかちょっと忘れましてけれども、平谷の水はオール5の水であり、特徴がなく、企業として売りにくい水だということで、水販売には取り組まないというようなお考えだったと思います。今現在、あのシンポジウムを通じましてどのように考えておられるのかについてお尋ねいたします。

大都会、そして外国に行きますと、水はペットボトルで売ってある水を買って飲むと。私も都会に行ったり外国に行ったときは買って飲みますけれども、生水はそのまま飲めないということでございます。鹿島市の水道はそのまま飲むことができます。この水をできたら市外の方々、またできたら外国に販売をするということで、新しい企業ができ、雇用も生

ございます。提案内容といたしまして、有明海の親水、保全、再生のシンボルとなる研究所を誘致し、自然をテーマとした体験型観光の観光産業を充実させ、新幹線開業後に見込まれる都会からの観光客の集客拠点とするとなっております。その研究所でどのような研究をテーマとされるのかわかりませんが、少なくとも今現在、有明海が非常に汚染をされているという状況になっておりますので、これに対して取り組みをされるということだと思えます。ですから、私といたしましては、ぜひこれを誘致していただきたいというふうに思います。

これは国立の研究所でございますので、鹿島市が直接取り組む問題ではないのかもわかりませんが、鹿島市としてどういうものをつくりたいのか、どういうふうに活用したいのかということについて、やはり考え方をある程度まとめておくことは必要ではないかなと思いますので、そこら辺をもしお考えがございましたらお答えを聞かせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

私のほうからは農林水産関係の部分についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、耕作放棄地対策についての御質問についてお答えをいたしたいと思えますが、耕作放棄地の調査をしておりますので、その経過から答弁をしたいと思えます。

まず、昨年4月の後半に国のほうから全市町村、耕作放棄地の調査をなさいという指示が参りました。それを受けまして、5月に全体調査の日程、あるいは実施体制の打ち合わせを行ってきたところでございます。その後、7月から8月にかけて調査農地の地図作成、どの辺を調べるかということで、これは航空写真をもとに検討をいたしまして、耕作放棄地を調査いたしましたので、その地図作成を行っております。その後、8月から9月にかけて、それぞれの集落、調査員さんということで地区の区長さん、あるいは集落の役員さん、地元の土地をよく知っておられる方を中心をお願いをいたしまして、その地図をもとに現地調査を実施していただきました。それを10月、11月に調査結果の分析、あるいは耕作放棄地解消の計画の検討を実施しました。その後、県へ耕作放棄地解消の計画書の提出を行っております。

結果的に申し上げますと、平成17年の農林業センサスの調査時点で340ヘクタールの耕作放棄地があったわけですが、これが587ヘクタールと、247ヘクタールの増加をしております。この原因を調査しましたが、単純にこの3年間で耕作放棄地がそれだけふえたということではございませんで、センサスについては御本人さんの、農業者自体の申告によるものでございまして、今回のものは実際航空写真をもとに調査をしたということで、より正

確な数値が出てきたということで私たちは解釈をしております。

それぞれの耕作放棄地のもともとの地目でいきますと、全体の587ヘクタールのうち、水田が34ヘクタール、全体の5.8%、畑が15ヘクタールの2.7%、もともと樹園地であったというのが535ヘクタール、それから、本来農地になっているけど、地目的には現状は以前から非農地だったというのが3ヘクタールほどございました。これが0.5%、このような状況でございます。

国からは平成23年度までに耕作放棄地のすべてを解消するように指示がっておりますが、先ほど議員おっしゃられるように、いろいろな要件がございまして、簡単にはいかないものということで思っています。私どもの考えとして、これは色分けをするようになっておりますが、緑と黄色、赤の色分けをなさいということで、緑につきましては、耕作者が決まり次第、すぐ営農ができるような土地、それから、黄色は基盤整備とかそういうふうな手直しをしないと農地としての利用ができないような土地、赤につきましては原野化しているとか宅地化しているとか開墾が不能ということで、3つの色分けをするようになっております。私たちも内部検討を行いました、すぐできるというのはやっぱり非常に少のうございます。現時点ですぐできるというのは茶園に解消をされる予定のところがございますので、ここの2.2ヘクタールを緑で色分けをしております。それから、赤の開墾不能というのは、全体の状況を見まして、とても難しいところ、28.7ヘクタール（38ページで訂正）、あとの残りの部分556ヘクタール（38ページで訂正）程度でございますが、これについては黄色で色分けをしています。黄色というのは、今後、何らかの形で農地として残したいという気持ちを込めて黄色にしております。

これに対する解消計画、これは協議会を設置いたしまして解消計画をつくるようになりますが、これのメンバーには市のほかにはJAさん、それから関係機関ということで、農業委員会であるとか県の機関等を網羅したものということになっておりますので、実はこれと全く同じメンバーで入っています鹿島市担い手育成総合支援協議会というのがございますが、ここで一緒に検討をしていくということで、現在、1回目の会議を行ったところでございます。

それから、今後の対策でどういうふうな方向性を考えているかということでございますので、先ほど申し上げますように、なかなか荒廃園になった経過からいきますと、すぐ解消できるということはありません。ただ、前に行くということで、私たちが考えておりますのは、野菜とか果樹の試験栽培、荒廃園でできるような、そういうふうな作物、品目の実証展示圃的なものやってみようということで考えております。これは新年度予算に上げているところでございますが、それをつくって、労力、あるいは経費、収益性、この辺の検証を行っていきたいということを考えております。

それから、先ほど申し上げました黄色の部分、農地として使いたいけど、今はなかなかと

いうところについては、放牧で農地としての確保をしていこうということで、これも来年度予算で計上をしておりますが、放牧の推進をしたいということで検討をしております。これは余り前向きじゃないと思われるかもしれませんが、現状からいいますと、新たに開いて何をつくるかというのが今非常に問題がございます。放牧についても、実は放牧に対して昨年度から放牧を推進しようということで、農協さんも含めて検討をしてきましたが、なかなか地元の了解がとれないとか理解が得られないということで、話を持っていつていますが、なかなか難しい問題がございます。それで、21年度については2カ所程度、モデル的に放牧地をつくっていききたいということで今話を進めているところでございます。

荒廃園につきましては概要のみで報告をしておきたいと思いますが、次の2点目のグリーンエネルギーへの取り組みということでありましたが、実は私たちも佐賀新聞の新潟県のプラントの情報は新聞情報として見たわけでございますが、非常に事業費的にも大きなものでございまして、単独の市町村レベルで、しかも、農林水産課のレベルでなかなかやれないということで、現時点ではそこまでの検討というのはいたしておりません。

続きまして、イノシシ対策についてお答えをいたしたいと思います。

イノシシにつきましては、平成20年度の有害鳥獣駆除で326頭のイノシシがとれております。捕獲されるイノシシというのは非常に小さくて、このうち40キロ未満が248頭、76%です。ですから、4分の3は小さなイノシシということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、夏場に加工の話をおっしゃりましたが、加工ができるというのは雄はやっぱり難しいということでお聞きしています。そういうことから勘案しますと、40キロ以上の雌ということで限定をしてみますと、有害鳥獣駆除で捕獲をしました326頭のうち32頭です。率からいいますと10%です。ですから、加工用に向くのは、その中に1割しかいないという状況でございます。

先ほど議員のほうからもありましたように、武雄市のほうでイノシシの加工処理施設が2月26日、竣工式を迎えられました。それで、実施をされるわけでございますが、現時点では鹿島市のほうでは特にその事業を進めるということではなく、現時点ではその状況を見守っていききたいということで考えております。実は武雄市の、まだ今の段階ではイノシシ課ではなくレモンガラス課になるんですが、その課長さんにもお話を聞いておりますが、一番の問題は、加工するイノシシをどうやって定期的に確保するかと、その問題があつて、販路の問題もあります。そういう問題があつて、ちょっと今からその辺を検討していくということでおっしゃっておりますので、私たちもその状況を見ながらということで考えていきたいと思っております。

それから、3点目の農林水産業への就労支援について申し上げたいと思います。

この就労支援というのは、いろいろな制度がございます。これは農林水産課だけでなく、

農協、あるいは普及センター、それから農業委員会の制度等がございますが、概要だけ私のほうで申し上げますと、新規就農者に対する支援といたしましては、農地の購入、あるいは借地、これは借地のあつせんは農業委員会になりますが、借地のあつせん、それから低利、あるいは無利子の資金貸し付け制度がございますし、あわせて就農するまでの研修制度等の幅広い政策が準備をされております。それから、就農後も当然その方が就農される中での個別の相談、栽培指導、こういうものがございますが、こういうことについても、制度にはのっておりませんが、普及センター、あるいはJAさんのほうで実施をさせていただいております。

それから、これは新年度になりますが、新規就農者の掘り起こしが必要じゃないかということで、来年度には就農啓発活動ということで、3年間、農協のほうで新規就農者の掘り起こしの事業を実施される予定となっております。

ちなみに今年度、20年度の新規就農者につきましては、新規学卒の方、あるいはUターンの方を含めまして市内で6名でございます。

それから、これはごく最近のケースでございますが、福岡のほうから鹿島市のほうに新規就農者が転入をなされました。このケースは、農地のあつせん、あるいは土地所有者との交渉、こういうものをJA、あるいは普及センター、農業委員会等、この辺の連携がうまくいきまして、鹿島市で農業をするということを決定なされました。ちなみに住居については、鹿島市の空き家バンク制度を利用して入居をされたということを報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

8番福井議員の水道水を販売するような企業ができたかどうかというような質問でございますので、お答えを申し上げます。

まず、水道課といたしましては、水道水につきましては、市民への安定供給を最優先と考えているところでございます。

ただ、昨今の水道水の供給量が減少するような状況でございますので、水道水の供給の余裕の中であれば、水道水を販売するような企業が来ることは、給水量の増加とか水道水のPRという面から申し上げますと、水道課としても好ましいようなことではないかなということで思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは有明海研究所の誘致のことについてお答えをいたします。

議員申されたように、これは国立の研究所を佐賀県がまず誘致場所として決まると。有明海を取り巻く福岡県あたりでも、この話は出ているようでございます。佐賀県に誘致することから始まるんだというふうに認識をしております。佐賀県に誘致ができますように、鹿島市としても県のほうに協力をし、連携をとりながら、誘致運動できることがあればやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、鹿島市としましては、これまで環境保全、有明海の再生については、鹿島市民の皆さんと一緒にしまして佐賀県内外にアピールをしてきたところでございます。具体的なことを申しますと、ガタリンピックでありますとか高校生によります体験学習のミニガタリンピック、シギ・チドリのこと、それから海の森のこと、佐賀大学のサテライトなど、いろいろございます。これらの事業は、有明海研究所を誘致するにも、鹿島はいいところだという情報発信になるものだと思いますし、これはこの事業に限らず、地球環境の保全ということから考えれば素晴らしい事業だと思っておりますので、これらの事業をやっていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

どうもありがとうございます。

いわゆる耕作放棄地、私の数字がまた違っていてまして、私の数字よりもふえておりましたですね。この問題と、例えば、新しい産業の創出と就農支援と実は一体となっておりますので、耕作放棄地対策についてはあえて質問はいたしませんけれども、まず、グリーンエネルギーへの取り組みという点につきまして、いわゆるバイオエタノールにつきましては、確かに自分でやろうと思ったらすごく費用がかかると思います。だから、例えば、月桂冠酒造さんは従来は硫酸を使ってセルロースを溶かすというやり方で実はエタノール製造になっていました。今、いわゆる酵母、酒酵母の新しいものを開発されまして、この酵母を使いますと、いわゆるセルロースが糖化してアルコールになると、エタノールになっていくという新しい技術を開発されています。だから、装置の費用としてもさほどかからないし、環境への負荷もないというものが実は開発されておまして、まだこれは事業化はされておられませんけれども、こういうものがあるということです。

鹿島市の現状を見ますと、鹿島市は酒造メーカーがたくさんございます。実は月桂冠さんも酒造メーカーでございまして、いわゆる鹿島が持っているお酒の発酵技術、これを使うことで新しい産業が生まれるのではないかなということで、あえてまたこれを提案いたしてお

ります。だから、鹿島でこの設置等、新しくつくるということは財政的にいっても厳しいと思いますけれども、しかし、そういう企業を誘致すると。だから、今までは自動車産業、電子部品等々の企業誘致ということで、今まではそういう企業誘致が主でございました。これももちろん必要なんですが、新しい産業として、いわゆる鹿島がエネルギーの基地になっていくという発想に切りかえていったら、こういうバイオエタノールへの取り組みというのも十分できるのではないかなと思います。

以前も申し上げましたけれども、ブラジルにおきましては100%エタノールで車が走っています。アメリカも10%、日本ではまだ3%でございますけれども、既に需要があります。ただ、ほとんどのエタノールがフランスから買っているという状態でございますので、これを、例えば、耕作放棄地等々にセルロース系の作物を植えることによって、それを刈り取ってエタノールにしていく、そういう企業を誘致するというのも考えてもいいのではないかなと思いますが、これについて御見解をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、お答えをいたします。

新聞記事を紹介いただきましたですね。全農の取り組みですけれども、御質問の趣旨から、ちょっと前段で申し上げますけど、この記事というのは、1つは、我々産業サイドから申し上げますと、非食用米、食用にならない米からバイオエタノールをつくり出すというふうなことでしたので、いわゆる今あるのは産地づくり対策という制度がございまして、休耕田に小麦粉のかわりになる米粉用の米の栽培と、それから飼料用米、そういったことの栽培には助成金を出すと、そういう制度があります。ですから、御質問のようなバイオエタノールをつくり出す非食用米に対しても、まだこれは確認をいたしておりませんが、そういったものに該当するんじゃないかといった気がいたしております。

それからもう1つ、全農さんの大きな目的というのが水田の有効利用ということで、将来の食料不足に備えて、いわゆる水田の機能を維持するということは非常に大事であるということでこういった取り組みをなされたというようなことも記事の中に載っておりました。ですから、食料自給率の向上、それから農地の有効利用というならば、新しい用途の米づくりに農家が安心できる仕組み、これが一番必要だと思います。したがって、農家の全体の利益につながっていくといった全体的なフォローが確立されれば、いわゆる諸条件がクリアできれば、非食用米からエタノールをつくり出すといったシステムというのは考えていいんじゃないかというふうに思っております。

前段を申し上げましたけれども、じゃ、それを鹿島にどうかというふうなお話、酒づくりの技術等があるんじゃないかというようなことでございますけれども、今、全国的にJAの例

のように広がってきているというのは周知をいたしております。新潟のJAの問題も今始まったばかりでして、本格稼働は今からというようなことをございますから、1つは、菜の花プロジェクトでも廃油を使ってエタノールをつくり出していただいているという実例があります。これも今からずっと伸びてくると思いますし、セルロース類をどうするかという扱いまで今の段階で考え切るかどうかなんです。一応いろんな先例地の状況、そういったことを調査させていただいて、いけるということになりますと、誘致をするのか、自前でいくのかと、そういったことになろうかというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。

現実的に、例えば、エタノール製造というようなことについて、確かに費用等の点でかなり困難なことだと思います。先ほど山本部長おっしゃいましたように、新潟県では、いわゆる水田を保全していくという意味において、実は非食用米ということをやっておられるということと、将来の食料不足に備えるという点もあると思います。先ほどの迎課長の答弁で、鹿島市の34ヘクタールでしたですかね、いわゆる耕作放棄の水田があるということで、これだけでは非食用の米をつくるということは当然無理だと思います。非食用米の場合が大体反当たり57千円程度の収益しかないということだそうでございますので、これで、非食用であっても米をつくってくださいとはなかなか言いにくいという面がございます。これに対して、ある意味でいったら、鹿島市で補助をせろということを行うつもりはございませんけれども、政府なり県なりが補助をいただかないと、なかなかこれに取り組めないということだと、私もそれは理解をしております。

ただ、将来的に、いわゆる耕作放棄地というのがどうなっていくかと。精密な調査をしたから585ヘクタールやったですかね、これがわかったということでございますけれども、やはり耕作放棄地というのは今からふえてくる可能性がある。やはり新たな就農をそこにされる方がいらっしゃったらいんですが、現状としてはどうもそうじゃないんじゃないかなと。今、農家もかなり高齢化されておりますので、将来的にますますふえていく可能性があるということをも私ども危惧をいたしておりますので、いわゆるバイオエタノール、先ほどBDFはエタノールでございませんで、あれは軽油と同じ成分ですから、あれは違っております。そういうのに取り組んでいく。例えば、先ほどございましたBDFにつきましても、これは天ぷら油のかすを——かすと言ったらいけませんね。これを使ってするものですから、製造する量に当然限りがございます。ところが、いわゆるバイオエタノールにつきましても、非食用米等々を使うというやり方もございますけれども、やはりセルロース等々を使ったやり方のほうが実はある意味では耕作放棄地対策にもなるということもございまして、前回も申し

上げましたけれども、トヨタとかホンダでは、これはいわゆる木を使って、木材を使ってするというを実際やっておられます。だから、こういう企業が実際やっているという状況があります。しかも、山全体を買い取って、その山全体、ほとんど間伐材を使われていると思いますけれども、そういうことが実際あるんですね。だから、今から私は企業誘致という観点で質問をいたしました。

だから、そういう企業にアプローチをかけて、鹿島にも山もあります、間伐材もあります。だから、そのセルロース系もあると。例えば、もみ殻等々、稲わら等々ありますので、こういうのを活用した企業というのを誘致できないかなという観点で質問をいたしておりますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

耕作放棄地が今かなり鹿島市にふえているということと、これを解消するための秘策として、グリーンエネルギーへの取り組みがどうかと。もちろんこれは可能性として、私どもも視野に置きながら今後検討をしなければならない問題であるというふうに思います。

ただ、原理原則、大もとのところをじっと眺めてみますと、まず、グリーンエネルギーへの取り組み以前に、食料自給率のアップですね、今、政府も40%から50%を目標にしてやる、45%、50%を目標にしてやるということを言っておりますが、このことをやっぱり鹿島市もまず第一義的には目指すべきであろうというふうに思っております。

それから、この耕作放棄地であります、これはもともとが担い手の問題と、それから耕作不利地でもあるんですね、結果的に見れば。そういうところから脱落をしていっているという現状があります。そういう中で、この耕作放棄地をどうするか、これは今、鹿島市としても大きな一番の課題だという認識を持っております。したがって、先ほど課長が申し上げましたように、本格的にこれを分析して、そして色分けをして、これをどうやっていくかということを実体的に進めてまいり、その第一歩の年にするということを私も決意として思っているわけでありまして。

そういう中で、まず基本的に、この耕作放棄地には権利、この土地の権利というのはもとのままなんですね。ここの問題をどうするかということとあわせて、先ほど申しましたように、緑と黄色と赤にこの色分けをして、黄色が91%ぐらいあると。その黄色というのは、このまま耕作地に戻すことはできませんと、基盤整備は大なり小なり必要ですと、こういうことが9割以上なんですね。先ほど申しましたもともとの地主さんの権利ですね、持ち主としての権利と、それから基盤整備をするためのコスト、このあたりと今後やっていこうというものの収益性、こういうのをやっぱり私たちは十分検証をして取りかかる必要があるというふうに思っています。これは計画的に、専門的に、国、県とも、あるいは専門家とも、あ

るいはJAとも連携を密にしながら、本腰を入れて取りかかっていたいと、こういうふう
に思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。企業誘致に対しては答弁ございませんでしたけれども、ぜひ耕作放棄地対策という観点で取り組みをしていただきたいというふうをお願いいたします。

次に、イノシシについて質問をいたしますけれども、先ほど答弁ございましたように、イノシシの場合が実は、これを加工するとき難しかったのは、私もそれにちょっと携わりましたけれども、肉の確保がなかなか難しいという点がございました。1つが、季節が11月から3月ぐらいまででしたですかね、この季節はおいしい、その後になってきますとイノシシがちょっと小さくて余り肉がおいしくないというようなことをお聞きいたしました。当然、問題は肉をどう確保していくかということなんでございますけれども、今、武雄市で取り組みされましたが、多分かなり苦勞されるのではないかなというふうには思います。それから、肉の品質にかなりばらつきがあるという点がございます。それから、皮ですとか内蔵等々の処理をどうするかという点で問題がございまして、先ほど御紹介いたしましたように、発酵研究会では、これを何とか発酵という技術を使って物にすることができないかという取り組みを実はいたしておるところでございます。

これが物になるかどうかというのは今からの問題でございまして、今、イノシシ肉の販売というのがどういう状況なのかといいますと、県内でも鳥栖で販売なさっています。100グラム1千円という非常に高い値段で、実はインターネット販売をされているということございまして、安いのは100グラム600円程度という値段で取引がされているという状況でございます。ですから、取り組み方によっては、これは1つの産業として十分成り立っていくのではないかなということがあります。

問題点は、じゃ、その加工場をどうするのかということと、これはいわゆる屠殺法ではなくて、ほかの法律があります。いわゆる野生の鳥獣ですから、それに対してそれを解体する資格制度というものもあるということでございますので、そういうことも全部クリアをしていかなければいけません、1つの可能性として、産業になっていく可能性があるという気がいたします。

これもいわゆる肉を、イノシシをとっていただいて、肉を買い取るという仕組みができていきますと、1つの産業になっていくのではないかなという思いがありまして、こういう質問をいたしておりますが、何か感想がございましたらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

ちょっと答弁に入る前に、1つだけ訂正をお願いします。

ちょっと私が数字の読み間違えで、耕作放棄地の中での色分けの赤のところを28.7ヘクタールと申し上げていますが、2.87ヘクタールです。申しわけございません。それに伴いまして、黄色の部分が582ヘクタールということで、申しわけございませんが、訂正をさせていただきたいと思います。

それから、イノシシの関係について、私たちも少し調べております。実は法的なことと実際武雄市がやられる方式、両方のところからお答えをいたしたいと思います。

まず、イノシシの加工をして販売をされる場合、法的に食品衛生法という法律の許可が必要になります。その中で、食肉の処理業、ばらす仕事ですね。処理業と食肉販売業、売るところは、生肉で売られる場合はその2つでよろしいわけですが、もしその間に加工を入れるということになりますと、食肉製品製造業という許可が必要になります。最初申し上げました2つの食肉処理業と食肉販売業は比較的簡単な研修でとれるわけですが、食肉製品製造業というのはかなり厳しい条件がかかっております。実は武雄市さんのほうも、この加工技術というのはとれておりませんで、これは民間の業者のほうに委託をされるということになっています。

武雄市の状況で申し上げますと、処理業のほうも実はそういうふうな経験者じゃないとなかなか難しいということがございますので、ここの立ち上げは猟友会の支部長を中心とした有害鳥獣処理加工組合というものを事業主体としてつくっておられますが、猟友会の会員さんが100名ぐらいいらっしゃるようでございますが、そこでの組織をされています。法人にまではまだなっていませんが、法人になるべくしていただきたいというふうな、これは借入れの関係から法人化をしていただきたいというような話があつておるようでございます。食肉の処理、イノシシ肉の解体処理については、県のほうに畜産公社というのがございます、解体するところですね。そのOBの方を採用するというので対応しておられます。

それから、加工した肉というのがどのくらいの歩どまりがあるんですかというふうなお尋ねをしましたところ、約半分だと。例えば、40キロのイノシシがとれたら、肉として使えるのは20キロだということでございます。

それから、イノシシの購入価格、これは新聞情報と若干違うんですが、どのくらいで生体を購入されて処理される予定ですかというふうなことをお尋ねしましたところ、質にもよるけど、キロ500円から1千円の間ということでおっしゃっています。

それから、骨とか皮、内臓なんかの残渣の処理については、これも産業廃棄物になりますので、正式な形の処分をしないといけないということで、長崎の肥料会社のほうに処理をさせていただくように、そういうことで決められておるようでございます。

実際、処理をして、販売価格でどのくらいしたら採算とれますかという話をしたんですが、

やっぱりキロ3千円ぐらいないと難しいと。それから、どうしても人を雇うとなると、定期的に肉が入ってくるという状況じゃないと厳しいということで、その辺は武雄市さんのほうでも苦慮をされております。

いろいろな形で、考え方としては、今、福井議員言われるような考えというのは十分検討せんといかんと私たちも思っていますが、現状を見ますと、なかなか厳しいところも多いなということで、先ほど申し上げましたように、武雄市の動きを見ながらでも遅くないのかなと。今の段階では、武雄市は武雄市以外からのイノシシの引き取りはしないという方針をされていますが、将来的に足らんようになったらお願いせんばらんかもしれんですねというところまではあっております。ただ、この辺は未確定でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど課長のほうから申し上げましたとおりであります。実は十数年前に鹿島市も商品化をやったんです、あるグループだったか、会社だったかと。レトルト食品として仕上げて販売までされましたが、いつの間にか立ち消えになったというふうなことで、なかなか商品化で採算ベースに乗せるというのがちょっと非常に厳しいわけですね。武雄市さんの場合も何か1年間の販売目標が10,000千円だと。原材料費、あるいは人件費して、どれくらい利益が出るのか出ないのかというぐらいの今の話ですから、私たちも何もやらないで慎重になっているわけではございません。一回やって、うまくはいかなかったということで、武雄市さんが今後やられることを十分見ながら、私たちも研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひ研究に取り組んでいただきたいと思います。

ちなみにイノシシの毛でございますけど、これは以前は実はヘアブラシに使っていたんですね。今はほとんど使われないようになってはいますが、実は私も商売にイノシシの毛のブラシを使っていました。非常に使い勝手がいいブラシでございますので、そういう利用法もございましてということだけ御紹介をさせていただきます。

次に、水の販売について質問をいたします。

水については、鹿島市の場合が有収水率が82%程度ということで、18%ぐらいはまだ水に余裕があるということでございます。これは水道水の話でございますけれども、水道水の成分というのが、鹿島はどういう水だったかなということを、この間、資料を見せていただき

ましたけれども、おいしい水の条件というのが旧厚生省に基準がございました。その中で、蒸発残留分という非常に難しい言葉ですが、いわゆるミネラルの含有量が30ミリグラムから200ミリグラムあるということです。硬度が10ミリグラムから100ミリグラム、過マンガン酸カリウムが3ミリグラム以下ということになっているそうでございます。鹿島の水が蒸発残留分が170ミリグラムということございまして、大変おいしい水だということに合致をいたしております。ただ、水道水の場合はカルキが入っておりますから、そのまま売るわけにいかないと思いますけれども、原水につきましても非常にいい水だということでございます。

多分、平谷の水、確かにオール5の水というか、いわゆる蒸発残留分が余り多くないんですけれども、非常にフラットな数値の水だったということ、この間、データを見させていただきまして、そういうふうに感じました。東京都の取り組みというのがございます。あそこは水道水をペットボトルに詰めて500ミリ100円で売るという取り組みをおととしからされているということです。ですから、やろうと思ったら、できんことはないということですよ。東京都の場合が500ミリリットルで10銭ぐらいの原価を100円で売るという非常にぼろもうけじゃないかなと。ただ、加工賃等々を考えると、もちろんもっと経費がかかるとは思います。こういうことを鹿島市でやるというのは非常に難しいことだと私も思うんですよ。思うんですけども、できたら鹿島のおいしい水を売りたいなと。売って、できたら利益を上げたいなというふうに思いますが、これについて御見解をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

8番議員の質問にお答えを申し上げます。

鹿島のおいしい水を売ったらどうかという御質問でございますけれども、現在、市の水道課におきましては、直接上水を販売するような考えは持っておりません。ただ、先ほど議員がおっしゃいましたように、全国の状況で申し上げますと、水道水や水道水源の水をペットボトルに詰めて販売、またはイベント等で配布している水道の事業者がふえております。全国で約70程度の事業者でボトルウォーターを製造しているような状況でございます。また、販売をされるということであれば、500ミリリットルであれば100円から120円ぐらいのお値段で販売されている状況であります。

この目的でございますけれども、1つは、水道水のよさを知ってもらうという広報面、それから、いざというときの備蓄というようなこととお聞きをいたしております。現在、九州管内で申し上げますと、10の水道企業体がなさっております。近隣で申し上げますと、ちょうど隣接の嬉野市さんのほうで、平成19年度からでございますけれども、「うれしのの水」という名称でボトルウォーターをつくっておられまして、500ミリと2リットルで19年度が約2万本ほどつくっていらっしゃいます。このうち3分の1をPR用、あとの3分の1

を販売用、それから、あとの3分の1を備蓄用ということで、19年度からいろんなところでPRとか備蓄とか販売ということで、販売では500ミリが100円、2リットルが200円という状況でございますけれども、こういうことでやっつけらっしゃる状況でございます。

私どももこういうものを参考にしながら、今後はやっていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

今、参考にしてやっていきたいということですけど、ちょっと言葉の意味がわかりません。やるということなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

済みません、ちょっと発言がですね。参考にしていきたいということで思っております。済みません。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

参考にして、ぜひ研究していただきたいと。例えば、よその自治体では実際に取り組みをされておりますし、鹿島の水は余っているという状況もございますので、ぜひそういう研究をして、できたら取り組んでいただきたいなと思います。

もし市ですることが無理だということであれば、例えば、企業誘致、水を売っている会社というのもございます。大企業もありますし、自治体でやっているところもあるわけですが、そういうところに対して、鹿島の水は非常においしい水だということです。水道水がおいしいということで、これをアピールして、例えば、そういう企業が来てくれないかなと、企業誘致ができないかなと思いますが、そういう考えはございますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お尋ねは上水道の水と平谷の水と両方考えられた質問だというふうにとらえて答弁を申し上げますと、以前、平谷の水につきましては、地元の飲料水メーカーさんにいろいろ聞きながら検討をしてきたことがあります。課題としてあったのは、だれがするかという事業主体の問題、それから、いわゆる取水の権利の問題、それから投資、いわゆる工場をつくるとし

ますとかなりの費用がかかる。聞きますと、ラインがやっぱり一本必要だろうというふうなことで、そういう課題を残しながら、平谷の水の場合、そこで終わっているというふうなところでは。

ですから、これは御提案がありましたように、この課題は再度検証はしてみたいというように思っています。ですから、こういう水を使う企業誘致という話になりますと、やはりまず優先的には地元の企業さんとどういう方向でいくかというのがまず第一義的かなという気がいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

もちろん地元の企業もいらっしゃいますので、そういうところも含めて、いわゆる水を製品化して販売をするというようなことにぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

水につきましては、いわゆる塩素消毒というのが一番簡単に安上がりにはできるということでございまして、ただ、やはりイメージとして、塩素が入っておったら、においが気になってというような点もございます。だから、当然これは紫外線消毒なり加熱処理等々で処理したのを販売するというございますので、その部分でかなり装置に費用がかかるということと、あといわゆるペットボトルに詰める装置等々でかなり費用がかかると。だから、簡単にできる問題ではないと。ある意味でいったら専門の水を売る業者の方をお願いしないといけないという点もございますので、そういう点も考慮していただいて、これもある意味でいったら鹿島の産業の振興ということにもつながってきますし、鹿島の水がやはり全国的、世界的に売れるということにもなってくるのだと思いますので、ぜひ取り組みをしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後のことでございますが、就労支援につきましては先ほど答弁いただきましたので、もう質問はこれ以上いたしませんけれども、有明海研究所について質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、私たちは鹿島ガタリンピックというのに鹿島市民が取り組みをしてまいりました。ちょうど20年くらい前ですけれども、いわゆる干潟マリニピア構想というのがございまして、その中で、実は有明海研究所という構想だけがありました。ただ、途中でこのマリニピア構想がなくなってしまったという状況になりまして、私も非常に残念だと思っておりますけれども、やはりこういう研究するという施設というのは私は鹿島にとって必要なものじゃないかなというふうに思っております。

今、有明海についての研究というのは、各大学でそれぞれで取り組みをなさっています。例えば、佐賀大学については、かなり大きな模型、ジオラマみたいなものですが、そこに有明海の地形を再現したものをつくられたというのが、以前、ニュースで見たことがございます。そういう研究もなさっていますし、長崎大学では、いわゆるナルトビエイ、以前、私も

質問しましたが、そういう研究もなさっています。それから、1月31日の生き物学会のときに鹿児島大学の佐藤准教授が講演をしていただきましたが、実は佐藤先生はゴカイの研究をなさっていて、たまたま私が佐藤先生と一緒に潟をほじくっておったら、新しい新種のゴカイが出てきたということもございました。

実は有明海というのは、以前はいわゆる豊穡の海と言われるぐらいに豊かな海でございました。ところが、アゲマキもおりませんし、ノリについても影響があった時期もございました。大変な異変が起きていると。やはり総合的な有明海のメカニズムを研究する、当然そこで国立という話になってきていると思いますけれども、そういう施設がやはり鹿島にできたらいいなというふうに思います。それから、鹿島の条件というのが、いわゆるガタリンピックの会場もございすけれども、新篁のシギ・チドリが来るような場所もあると。非常に多様なものが市内にございす。だから、私としては、この鹿島市の有明海全体が一つの研究所というとらえ方を私はしています。だから、施設としてもそういう総合的な研究ができるものができたらいいなというふうに思っております。

ただ、これが本当に観光に結びつくのかなという点は、ちょっと私もまだ自信を持ってませんけれども、できましたら、例えば、有明海の鹿島沿岸の中で新篁に行くときに、よそから来た方は真っすぐ行くことができると思うかなというような点もありますよね。有明海の沿岸をどうやって新篁から七浦まで行くのかなという点でいいますと、やはりある意味では不親切な状況ではないかなと思っています。これを今どうしなさいということじゃございせんけれども、有明海全体が研究の場所だということを考えますと、観光という観点からいいますと、そういう道路標識——道路整備まではちょっと無理だと思いますので、標識等々をやはり整備して、こういうふうに行けばいいよということをしてあげるといふぐらいはできるんじゃないかなと思いますが、これについていかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

有明海研究所の誘致の関係で、新篁海岸のことを御質問ですけれども、現在、観光サイン計画を策定中であります。その中で、誘導すべき観光資源の一つとしまして、新篁海岸も頭の中に入れております。そういうことから、今のところ整備をする計画で今進めているところでございす。

以上でございす。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひサイン計画で鹿島のすばらしい自然を紹介していただくことをお願いしたいと思

います。

きょうは、いわゆる産業振興ということでいろんな質問をさせていただきました。今、冒頭に申しましたように、鹿島の有効求人倍率が0.56程度。実は12月、1,150名程度の職を求め方がいらっしやっただけけれども、12月で0.6ですから、半分近くの方が実際は就職できないという状況に現状としてあります。また、農地につきましても、いわゆる耕作放棄地等々がふえているという状況があります。だから、これらをうまく活用する方法がないのかなど。例えば、新エネルギーについても質問いたしました。水についても質問いたしました。こういうことを鹿島の将来に向けて、いわゆる市民がある意味でいったら夢を持てる、希望を持てるような施策というのが今から必要になってくるという観点で本日は質問をいたしました。

今後、やはり鹿島市民が希望が持てるようなまちになってほしいということを祈念いたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時20分より再開をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告いたしました5点について質問したいと思いますが、きょうは3月3日、皆さんもよく御存じのように、おひな祭りです。実は私はきのう、娘のおひな様を二十数年ぶりに押し入れから出して飾りつけをしました。子供が小さいときは、一つ一つの人形の身支度をしながら、この子が無事に元気に育ってくればいいなと、そういう願いを持っておひな様を飾りつけたことを思い出しました。しかし、きのうはこの深刻さが日々増して大変になってきているときに、市民の皆さんたちの姿が次々と浮かび、今、本当に大変な状態で生活をされている人たちの顔とおひな様の顔が交互に目に映るのを見たときに、早く何とかしなければいけない、おひな様に叫びたい、祈りたい気持ちいっぱい飾りつけをしました。そして、私自身はひな壇を飾りつけるほんのいつかの時間ではありましたが、お人形と向き合い、心安らぐ気持ちになりました。しかし、今日、このようなひな祭りの準備どころか、ひな祭りさえ心に浮かばない生活に追われている人がたくさんいらっしやることを考えると、非常に複雑な気持ちになりました。

さて、昨年秋から世界金融危機をきっかけに、自動車、電機などの輸出大企業が派遣、期間労働者の急激な大量解雇を強行しました。この問題をきっかけに、日本全国、あらゆる

産業に、中小零細企業に大きな打撃を与えて、多くの国民が、働くところはもちろんですが、住まいもない、食べることさえままならないという事態が多く生み出されて、そのような人たちのために多くの人たちの善意によって、東京では年末から派遣村がつくられました。そして、それは全国に広がってきています。

さて、このような事態は東京や大都会だけではありません。鹿島市でも同じような事態が始まっています。特に、昨年の後半から私のところに仕事がないということで相談がふえています。「勤めていた商店が倒産して、その後、仕事を探すが生きていけるようなところはない。失業保険も終わり、手持ち金もなくなった」「仕事は行っているが、1日に二、三時間、それも1カ月続けてあれば何とかなるが、週に二、三日あればいいほうだ」「給料が大幅に減らされて、住宅ローンを組んでいるが払えない」「収入が減った。生活する分、足りないので、サラ金に手を出してしまった。どうしたらいいのか」「収入がわずかで病院にもかかれない」。また、あるおばあさんは、「大阪にいる息子の仕事がなくなり、路上生活をしていると聞きました。もちろん仕事もないと言っている。帰ってきて、鹿島にはもっと仕事はない。それどころか、帰る旅費もない。都会は少しぐらい仕事は何とかなるだろうと帰ってこなかった」とおっしゃいました。そして、その方は続けて、「私もやっと生活しているけど、寝るところぐらいあるので、少しお金を送ってやったよ」と話してくださいました。

年末、市長は鹿島市の状況を調査したが、鹿島の企業は派遣切りなどあっていないと言われておりますが、既に市民の中にもそのような状況が広がっていたのです。

さて、例を述べれば切りがありませんので、本題に入りたいと思いますが、日本の憲法は第25条で国民は文化的な最低生活の保障がされています。先ほど私が述べたほんのわずかな事例だけとっても、憲法第25条に沿うものだとは思えません。

まず、雇用の問題について触れたいと思います。

先ほど申しましたが、市長が鹿島市の企業など調査したところでは派遣切りなどあっていないということを発言されておりますが、しかし、その時点では市内企業でそのようなことが起きていなかったかもわかりませんが、既に全国の不況の波が鹿島市にも同じように押し寄せて、商店の縮小、閉鎖などにより働く人たちが職をなくすということは珍しくなくなっています。職安の求人案内や新聞折り込みの求人案内など見て面接に行くと、求人票に書かれているものと大きな食い違いのあるところが多いと聞きます。情勢はますますひどくなっておりますが、その後、鹿島市の就労状況、また働く人たち、市民の生活がどのように変化をしてきているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、生活保護の問題です。

きょうの新聞を皆さんごらんになったと思いますが、多くの新聞に生活保護世帯の申請が急増したということが書かれております。ちょうど私は3月1日、インターネットで佐賀新聞のホームページを見ておりましたら、同じような記事がありました。ちょっとここに持つ

てきておりますが、要点というですか、主なところだけ読んでみたいと思いますが、「景気が急速に悪化し、佐賀県内で生活保護を受ける人が増えている。昨年12月末時点の受給対象世帯は4828世帯（6455人）で、前年同月に比べ世帯数は3.6%（168世帯）、人数は3.3%（206人）増加した。景気低迷に伴う収入減や高齢化、傷病など要因は複合的で、派遣切りなど雇用問題が深刻化する中、「新年度はさらに厳しさを増す」とみる自治体も多い」。それから、飛ばしますが、受給者が最も多いのは佐賀市だと書かれております。さらに、2番目に多いのは唐津市。「ただ、景気悪化の影響を受けつつも、非正規社員の雇用問題に伴う申請はないという。鳥栖市は生活保護費の7割が医療扶助で、生活扶助は3割。担当者は「生活保護は最終手段で、貯蓄や資産があればそれで生活することになる。健康であれば次の仕事を探すことが優先されるため、今は景気の影響を受けた人は見られない」と話す」と書かれています。「一方で、今後の見通しを楽観視する声は少ない。2007年度の県全体の生活保護費は約107億円。人口1000人当たりの受給者数を示す保護率は7.2で全国平均の12.1を下回り、全国で17番目に低い。生活保護費は医療報酬改定などで医療扶助が減少したこともあり、この数年は微減だが、新年度は増加を予想する自治体が多い」というようなことで、「佐賀市は「離職者の申請が増える可能性はある。必要な人への支出は抑えられない」とし、新年度は本年度予算より約2億5000万円多い39億円を見込む。前年同月に比べ受給者が14世帯増えた嬉野市は「景気低迷の影響が地方に及ぶには時間差がある。このままの状況では新年度は厳しい」と予想し、本年度決算（約3億8000万円見込み）の8%増で予算査定を進めている」というようなことが書かれておりました。

これによれば、佐賀県の生活保護受給者は昨年末時点の受給対象世帯では、先ほどありましたように、前年度と比較すれば3.6%増加したと報じています。そして、さらに新年度は厳しさを増すと見る自治体も多いと書かれておりますが、ここでまずお尋ねをいたしますのは、鹿島市において受給対象世帯の実態がどのようになっているのか。前年同時期と比べてどうなっているのか、まず第1回目はそのことにお答えをいただきたいと思います。

次に、障害者、障害児の問題になりますが、障害者自立支援法が施行されて3年になりますが、この間、自立支援法は障害の重さ、種別、年齢による格差を招いて、解消するはずの地域格差も拡大させて、障害を自己責任化する動きとも相まって、暮らしへの不安はもちろんですが、命の不安と危機、さらには障害者家族に息苦しさを迫っていると言われております。さらに、アメリカからの金融破綻は大企業に大幅減収を理由に大リストラを進めさせて、政府、自治体には大幅税収不足によって福祉施策の後退を生み出そうとしていると言います。

さて、障害者の問題については、自立支援法の根本的な問題を初め、多くの問題がありますが、今回、特に障害者の人たちが自立できるように、どのようにすればよいかということについて質問したいと思います。

今、多くの障害者の人たちは家族介護のもとで生活をされております。特に、障害児を抱

える御家族ですが、子供が小さくて抱っこできるときは何とかなってきたわけですが、子供の成長とともに、家族の介護力の低下が現実のものとなってきていると言われていています。介護をされているお母さんも、病気になって介護ができなくなったときが心配。みずからも介護を受ける年に近づいている。これからどうなるか心配だと言われていています。また、障害を持つ本人も心配はさらに大きいものようです。障害者が当事者団体に行った生活アンケートでも、家に閉じ込められそう。年老いた母親と一緒に24時間介護が必要だなど、親の高齢化への不安と介護、介助への声が寄せられていると聞きます。

このように、家族介護だけに頼っていくのではなく、障害を持つ人も家族も安心して暮らしていく体制づくりが今急がれていると思いますが、市としては、このような問題についてどのように取り組み、今後どのように進められようとしているのか、まずお答えください。

次に、介護保険料の問題でお尋ねをいたします。

鹿島市の介護保険料は、これは杵藤地区の介護保険組合が運営をしておりますが、佐賀県でも一番高いと言われてきました。そして、負担する人たちも何とかしてもらいたいという声が続いてきております。このことについては、私はこれまでも一貫して介護保険料の引き下げをとということで訴えてまいりましたが、12月議会で市長はこの件については、特に私が介護保険が黒字になったということで安くするのに充てるべきだという質問をしたのに対し、20年度の収支見通し見込みを聞いたらずし利益が出るようで、このことについては新しい武雄市長さんとも話し合いながら、できるだけ還元できるよう、そういう形を念頭に置きながら武雄市長とも話し合いをしていこうと思っておりますという御答弁をいただいておりますが、間もなくこの組合議会もあると思いますが、その後、具体的にこの問題について組合の中でどのような審議が行われているのか。そして、この見通しがどのようになっているのか、詳しくお答えいただきたいと思っております。

次に、学校給食費の値上げの問題です。

学校給食費については、食材費などの高騰を受けて、食材費が不足したため給食費が改定されるという提案がされています。今回の値上げは、小学校で月3,600円を8.3%上げて3,900円へ、中学生、月4,100円を9.8%上げて4,500円に値上げするというものようです。

この件については、ずばり申し上げたいと思っております。今のこの社会情勢の中で、給食費の値上げは一円たりとも許せるものではありません。教育委員会の説明では、食材費の21年度の不足は7,000千円から8,000千円というではありませんか。幾ら財政難だといっても、子供たちのためにこれくらいの金が出せないはずはありません。特に、先ほど私は雇用の問題でお話をいたしました。今、若い御家族にも、雇用の問題では、仕事をなくす、また収入が大幅に減るなど家庭の中が大変な状況になっているときです。今、そういう御家庭に一円たりとも余分なお金を出させるということを私は許せないと思っております。この件については、ずばりお答えをいただきたいと思っております。

次に、バスの問題です。

これは今回も地域公共交通の取り組みについてなどということを出されておりますが、これらもぜひ申し上げますが、今、高津原を中心にして住民の足の確保ということで市にも要請もされてきております。特に、高津原は高台にありまして、高齢化が進んでおります。そういう中で暮らしていくお年寄りの人たちを中心に、買い物や、また病院への通院、また日ごろの日常のいろんな生活をする中で非常に不便を来しているのです、今、バス路線はないけれど、新しいバス路線をとということで取り組みをしておりますし、市にも要請をしているわけですが、なかなかこの問題については進んでいないというのが現状です。特に今、県のほうでもこういう問題について、とりあえず試験的に取り組むというようなこともなされておりますので、これらも利用しながら、具体的にどう進んでいくかということをやっぴり取り組む必要があると思っておりますが、この件について、その後、市としてはどのように考え、取り組みをされてきているのかお尋ねをして、第1回目を終わりたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

私のほうからは、14番議員の雇用問題の中で、市内の雇用情勢は今どうなっているかということだったと思っております。

市内の雇用情勢につきましては、まず求職者の状況でございますけれども、県内においては、昨年12月ぐらいから増加傾向にあるということでございます。しかし、鹿島につきましては、ことしの1月、1カ月ぐらいおくれて増加をしてきているということでございます。特に雇用保険の受給者数で申し上げますと、例年の倍近くまでふえているということでございますが、その内訳としましては、市外の企業にお勤めで、その企業を離職された方が大半であるということをお伺いしております。

特に3月、4月については離職者等もふえてまいりますけれども、こういう状況でございますので、今後もこういった傾向はしばらく続いていくだろうということをおっしゃいます。

もう1つは、非正規労働者の関係でございますけれども、市内の企業におきましては、昨年12月にもお話をしていたかと思っておりますが、先週の状況でございますけれども、今のところ非正規労働者の雇いどめ等はあっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

私のほうからは、生活保護の関係と障害者の関係でお答えをしたいと思っております。

まず、生活保護の関係ですけれども、本市における受給世帯の状況について、前年と比べてどれくらいになるのかということでございますけれども、19年度の年間の平均でお答えしたいと思いますけれども、19年度が被保護世帯数として111世帯、人員は138人ということになっております。20年度につきましては、まだ途中で1月までの状況ですけれども、被保護世帯数として108世帯、人員にして137人というふうになって、世帯数、人員とも昨年よりか少し少ないというふうな状況でございます。

それと県内の状況ですけれども、先ほど言われましたけれども、私の手元に持っている資料で申しますと、昨年11月現在で鹿島市が県内10市の中でどの位置の保護率になるかといいますと、8番目ということになっております。ちなみに保護率の高いのが唐津市、伊万里市、佐賀市というような状況、それと低いのが小城市、神崎市、鹿島市というようなことになっておるところでございます。

それとあと派遣切りとかなんかの状況につきまして生活保護への影響ですけれども、現在のところ、それに伴っての生活保護の相談、あるいは申請については、まだあっていないということで、今後、都会のほうからこちらの地方の分に影響が出てきた中では出てくるということも予想されるかと思っております。

続きまして、障害者の件ですけれども、御質問につきましては、障害者を介護する人が高齢になってきているという状況で、今後このような状況に対して市としてどのように対応していくかということだったと思います。

それにつきましてですけれども、議員もおっしゃられたように、自立支援法は18年4月から施行になったわけで、3年間ぐらいの状況を見て見直すということになっております。つい先般ですけれども、国の障害者自立支援に関するプロジェクトチームが出しております抜本の見直しの基本方針というものが来ております。この中でも17項目ぐらいの文言があって、これを具体的に検討していくというようなことになっている模様でございます。

先ほどの御質問の件ですけれども、まず、障害者の本人及び介護者の方が今後どのような生活をしたいのか聞き取り等を行って、そして、それに従って障害者個々に適したサービスと、例えば、自宅にいたいとかした場合はホームヘルパーとかホームヘルプサービスとか、もし介護者がいない場合、自宅ではひとりでは生活し切らんというようなことであれば、グループホームとかケアホームとか、そういうような選択が出てくるかと思えます。そういうような中で、各個々の障害者の方に適したサービスをうちとしても検討をしていくというふうなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

私のほうからは、広域圏での介護保険料の見直しの状況についてということでの質問にお答えをしたいと思います。

議員も御承知のとおり、介護保険は3年に1回を1期間としての計画を定めます。20年度が3期計画の最終年度という形で、介護保険計画の見直しがあっております。その中で、保険料の見直しも検討をされております。

そういうことで、せんだって2月27日に広域圏議会のほうに21年度からの介護保険料の見直しについて議案が提出をされております。それによりますと、介護保険料の基準額、現行はこれが月額5,123円になっておりますけれども、これが21年度からは4,314円ということでは提案がされておるようでございます。率にしますと、約16%ほどの引き下げの率になっているということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、学校給食費の値上げについての御質問につきましてお答えをいたしたいと思います。

議員も御承知のとおりでございますけれども、学校給食を実施する経費の負担区分というものにつきましては、学校給食法第6条、それとその関係政令で明確に明記をされているところでございます。給食をつくる時の人件費やガス、水道、電気料及び施設の建設費や施設の維持管理費などにつきましては、学校を設置する市町村の負担ということでございますので、その経費につきましては一般会計予算に計上をいたして執行しているということでございます。しかし、それ以外のもの——それ以外のものといいますのは、いわゆる学校給食の食材費でございますけれども、これにつきましては、給食費として保護者が負担するというところで明記をされているところでございます。そういうことから、給食費に市から負担をするということは想定されていないということでございます。

そういうところから、保護者の代表者で構成されます鹿島市立学校給食センター運営委員会のほうで保護者負担から成ります給食費会計をつくっていただき、管理運営をしていただいているというところでございます。今回の給食費の改定につきましても、学校給食センター運営委員会の中で値上げをするのかしないのかの議論から始まりまして、値上げ幅に至るまで、すべての段階におきまして保護者皆様に慎重に議論を重ねていただき、慎重審議の結果、値上げを決定いただいたということでございます。

値上げ後の額につきましては、先ほど議員申されたとおりでございますけれども、この値上げ後の給食費月額につきましては、昨年5月の県内市町の平均額ということになっております。他の市町も値上げを検討されておりますところから、値上げをいたしたとしても、県

内では安いほうの給食費のままではないかなと思っておるところでございます。

議員は市が負担をすることによって給食費の値上げを撤回できないかというような趣旨の御質問だと思いますけれども、先ほど申しましたように、法律の趣旨が食材費については保護者が負担するとされているところから、市が負担するというのは非常に難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、地域公共交通ということでお答えをいたします。

議員の御質問が高津原のことということでしたので、まず、高津原のことをお話ししたいと思っておりますけれども、議員御存じのとおり、高津原地区の状況につきましては私たちが十分認識をしまして、高津原地区とも話を重ねてまいったところでございます。その必要性については十分認識をしておりますので、21年度のモデル事業でぜひ取り組みたいというふうに考えているところでございます。そのために、実施主体について、これから話を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

それとこの高津原のことも包括いたしまして、鹿島市の公共交通のあり方について、これはバスもですけれども、タクシーとか地方鉄道も含めてでございます。この取り組みも21年度から始めていきたいというふうに考えているところでございます。地域公共交通総合連携計画というのを21年度に策定したいということで、国の事業を取り組もうとしているところでございます。これは現在進行形ですので、このことにつきましては、また特別委員会でも御報告できればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時より再開をいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、続いて質問したいと思いますが、まず、雇用問題のほうから質問したいと思います。

先ほど御答弁の中で、求職者、鹿島ではことしの1月くらいから増加してきたと。それは

雇用保険の増加数によってその実態を見られているようですが、倍ぐらいふえているというようなことと市外の企業に勤めている人が大半を占めているというようなことですが、これは一応雇用保険の実態があつてわかつたことで、まだこの裏にはわかつていない分の職をなくされた方、その他いろいろそれにかかわる人があるわけですね。今、急がなくてはいけないのは、こういう実態だけで見ては、まだ全体がつかめないということはありますので、やはりこの問題については、一番大事なものは、今、すべての市民が置かれている実態をより詳しく知ることが必要ではないかと思うんですよね。

つい二、三日前ですが、ある市内の企業に勤めていらっしゃる方が3月から就業時間が大幅に短縮されるということをおっしゃいました。その方はもう既に退職年齢を過ぎて、嘱託といひますか、そういう形で働いていらっしゃる方でしたが、自分たちはまだ何とか生活、そこがそういう状態になつても我慢ができる状態だと。しかし、今、家庭の中心になつて働いている人たちはどうなるかと、みんなが本当に不安な中で3月を迎えようとしているということをおっしゃいました。特に、住宅ローンの問題ですね。それから、子供の教育の問題、育児の問題、介護の問題、どれをとつても、これは大変な問題ですね。今まででもそんなに多くない、貯蓄までなんて考えられないような、そういう生活で頑張つて、頑張つて、頑張つてきたところで、こういう事態になると、本当に家族すべてが崩されてしまうというようなことになるんだということで、本当に心配して、その方は訴えていただいたわけですよ。そして、こういう事態というのは珍しくなくなつてきているわけですね。

それで、私は提案をしたいと思うんですが、少しでも多くの人たちの就労や生活実態を知るために、思い切つた市民の人を対象にした生活相談の催しをするということが急がれているんじゃないかと思ひます。これまでもいろいろ申し上げるときに、庁舎内で相談を受けますよと言われてきました。しかし、なかなかそこに行つてというのはやりづらい、足が進まないという分もあるわけですし、また、この雇用問題についてだけでなく、それに関連していろいろな問題も出てくるわけで、もっと幅広い形での相談会を私は取り組む必要があると思ひます。

もう新聞なんかでもお読みになつたと思ひますが、2月22日、佐賀市のどん³の森で佐賀県派遣村と称して、「2. 22あおぞら無料相談所」というのが開かれました。一人で悩んでいる人や困っている人、だれもが自由に相談できる場がつくられたわけですが、そこには弁護士、業者、女性、年金、生活保護、医療など、専門分野の相談員が集まつていらっしゃいました。もちろんこれはボランティアです。当日は運悪く雨の日でしたが、屋外にテントを張つての取り組みでした。10時からの開会時間でしたが、本当に待ち遠しかったように相談の人が集まつてこられました。それはただ単に相談というだけじゃなくて、お昼はボランティアの人たちが炊き出しもしていただいて、あの雨の寒い中、震えて、ストーブはありましたが、非常に寒かつたです。寒い中で温かいおにぎりや豚汁なんかを持ち込んでいただいて、

本当に温かい相談会になりました。

そういう中で、仕事には行っているんだけど、月20千円にしかない。また、体の調子が悪いけど、保険証がないし、収入も少ないので、病院にも行けず無理に仕事をしているという人、また解雇を言い渡されたという人、仕事がなく借金に払えないなど、いろんな相談がなされていました。私も鹿島市から数名連れて参加をしました。参加した人からは、こんな取り組みは佐賀まで来んでも鹿島でもやってもらったらいいのにという正直な声が聞かれました。ちなみに閉店直前に相談会があることを知った古川県知事や県の関係職員も見えられて、激励と感謝の言葉を述べてくださったと聞いています。もちろんそのとき私たちはその場におりませんでした。そういう催し物をした後の皆さんの意見がいろいろ出されましたが、特に特徴的だったのは、それぞれの自治体で取り組んでもらったほうがいいねというような声が出ていました。

このような催しは既に九州各県において取り組みが進んできているようですが、私は先ほどから申し上げておりますように、より多くの人たちの具体的な状況を知るために、鹿島でもぜひこのような青空相談会——名前は何でもいいでしょうけど、皆さんの生活を知るための相談会を計画していただきたいと思うんです。

ちなみにきょうの新聞には、福岡市で行われた「1日派遣村」ということで、1日、日曜日ですね。この日はお天気よかったですと思いますが、福岡市の警固公園で300人の人が相談に来たということですね。ここでは職の問題もそうですが、全般的にわたって、医療を含めたいろんなのが相談されている。そして、ここの特徴的なのは、その相談会をやったのは民間の人たちですが、そのことに合わせて市の人たちがそのそばで職員を派遣して生活相談の問題を含めた相談会まで取り組んだということ、非常に進んだ取り組みも福岡県ではされているというニュースをきょう新聞で見ましたが、ぜひ鹿島市でもこのような取り組みをやっていただきたい、計画をしていただきたいと思いますが、このことについて、まず御答弁をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

先ほどちょっと紹介をしていただきましたけれども、どんどんの森での「あおぞら無料相談」とか、福岡の警固公園でそういった相談会をしたと。このときは福岡市の考え方が一緒に新聞に載っておったんですけど、やはりそういった背景を受けて、市が庁内で相談窓口を設置すると、そういった方向に行っているというようなこととか、東京都内でも数カ所でこういった相談会が行われていると、そういった記事が毎日のように新聞等に載ってくるわけです。

私どもも一気に、じゃ、ここで何々相談会というのを設けたらどうかというふうなことです。御存じのとおり、現状は年末から臨時的な相談窓口は設けております。そして、看板も掲げておりますけれども、やはりどうしても来にくいとかPR不足、そういったところがあるかもわかりませんので、周知の手段というのは今後考えていきたいというふうに思っています。

それと特定の日に集中相談会みたいのをしたらどうかというような御提案でございます。ハローワークの見方としても、3月ぐらいまでには少しまだふえてくるだろうと。今、鹿島は大企業がないと言ったら失礼ですけど、鹿島の企業さんで派遣切りはほとんどないというふうにおっしゃっていますけれども、鹿島市民で市外に勤めておられる方がここ3月ぐらいまでにはそういった方がふえてくるんじゃないかという見方をされています。ですので、御提案に沿いまして、もう一回私どもがハローワークとちょっと協議をしてみたいと思います。そういうふうにして、大体どのくらいというふうなことまで入手できるのかどうか、それを少し現実をはっきりつかみながら、おっしゃったようなことに——できるかどうかというのはここでは即答は避けますけれども、前向きにちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、検討をしていただくということですが、急がれるわけですよ。特に鹿島市の企業で派遣企業はないということをよく言われますが、今、そういう企業だけじゃないんですよ。そういうのが連鎖して、中小零細業、商店なんかですね、そういういろんなところにそのことが波及しているわけですよ。だから、企業の調査をするだけでいいということじゃないわけですから、先ほど私はちょっと申し上げましたが、本当、普通の商店がつぶれて、あと仕事するところがないということで、いろんな面で働いている人たちの職がないわけですから、ぜひこれはそういう形ででもしないと現状の把握はできないと思いますので、その辺、特にハローワークとも組んでということですので、早急をお願いをしたいし、私たちもそういう面で力が要る分については一緒に協力もしていきたいと思います。

さらに雇用のお尋ねをしたいと思いますのは、これも新聞なんかでもよく載っていますが、今、働いている人たちの雇用保険が掛けられていないという実態が非常に多いというのが今回のこういう状況の中で特に明らかになってきたと思うんですよ。それで、この後、生活保護の問題も取り上げますが、そういう状況の中で生活保護の申請者もふえてきているわけですけど、先ほど冒頭に私もちょっと言いましたが、雇用保険が切れて生活できなくなったという人がいらっしやいましたが、私のところに相談に来て、雇用保険があったから今までよかったというのは少ないんですよ。ほとんどの人たちが雇用保険を掛けられて

いないんですね。ですから、いざ仕事をなくしたといったら、極端に言えば、その日からどうにもできないという状況があるわけですね。

こういう実態を私たちはどうとらえるのか。雇用保険なんかを義務づけるといいますかね、そういうのの指導というのは行政としても地域の企業に対してできるんですか。私は法的にわかりませんので、お尋ねをしますが、こういう事態になりますと、やはりこれがちゃんとできていたならば今のようなことにならなかったと思うんですよ、とりあえずの生活ね。だから、今までの企業側、雇い側がいろんな決められたものを掛けていかないということで、やっぱりこういう状態になった途端に大変なことになってきているという事態が生まれていますが、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

雇用保険法というんでしょうかね、いわゆる上位法というか、該当する法律は。そこで、通常我々が考えているのは、2分の1は当然企業が負担をすべきだというふうなところがいまでは認識をしているところでございます。ですから、掛けなかったところはどうかといったところが、罰則規定とかなんとかあるのかどうなのか。加えて、この事情、この御時世、企業の厳しさ、そういったところもやっぱり絡んできていると思います。もちろん雇用保険があれば、退職されても一定期間は面倒見ていただくような形になると思いますので、これも専門でありますハローワークあたりともよく協議をして、何か今、非常に企業だけを強力に責めていくというのも私もちよっと気持ち的にありますけれども、法的にどうなっているのかぐらいは少し正確に把握をしておきたいというように思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

企業だけを責めるわけじゃないですけどね、責められるようなことを今までしてきたんですね。この辺の中小零細業者というのはまた違いますが、今言われている世界でもトップクラスの企業というのがこれまでどれだけあくどいことをやってもうけて、こういう状態になった途端に全国が揺れ動くような、そういうことをやってきているわけですから、このところはやっぱり責めるべきところは責めていかんといかんと思いますよ。そこに遠慮は要らぬと思いますよね。今、年金問題もいろいろありますが、年金にしたって、これまでも私は何度もここでも申し上げましたが、厚生年金を会社が掛けられなくて、国保に切りかえんといかんということもずっと起きていますが、またそういうことが後のその人たちの生活に響くというような事態も出てきているわけですので、やはり今までの雇用をするほうが法にそぐわないで自分たちのもうけのために金を出すまいとしてやってきた、そのツケが

やった人に来るんでなくて雇われた人に来ているというね、やっぱりここは大きな問題だと思います。

これはやはり私たちの世論その他で、また政治的に変えていくべきところは変えていかなくちゃいけないと思いますが、ここで私がお尋ねしますが、今いろいろ申し上げまして、行政としての市民の実態を知るために生活相談の催しをせろということで申し上げましたが、市長、この件について、市長がそれはせんばと今ここで言うぎ、すぐ決まるわけで、このことについてどんなにお考えなのか、市長の見解をお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

部長が答弁しましたように、実態を十分に把握してから、それから決定をしていきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実態を把握してからと、何の実態ば把握せんばなんとですかね。今の状態があるから、今の状態を十分に知るためにしなさいということを行っているわけですがね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

制度とか基本的な問題についてということで、実態というのは今の状況という意味ではございませんでした。不適切でしたが、そういう中身を十分把握してからという意味です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これはぜひ早急にやっていただきたいということをお願いして、次に移りたいと思えます。

次に、福祉の問題ですね。先ほどの御答弁では、鹿島市においては19年度と20年度にしても少なくなっているということになってはいますが、私が先ほど申し上げましたように、全県的には生活保護が増加したという状況はいろいろ理由はあるわけですが、鹿島市が今の情勢の中でふえないで減ったという要因は何なのか、まずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

答弁をしたいと思います。

今の状況の中で、鹿島市が昨年と比べて数的には減ったという状況であるが、その要因は何かということですが、その辺については、これという要因については、うちのほうも把握はしておりません。ただ、市民のほうで何とか生活保護を受けんでも頑張っていこうというようなことかなというぐらいなところじゃないかと思うんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、もう一度お尋ねしますが、それでは、この1年間でいいでしょう。1年間で、おたくたちは生活保護申請にはいらっしやいませんと、相談にいらっしやいますとおっしゃいますが、相談にいらした方たちが果たしてどれくらいいらしたんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

20年度の4月から1月までの状況でお答えしたいと思います。

相談件数にいたしましては46件、それで、その後、申請なされた件数が22件ということになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、46件の相談で22件の申請ということで、それは支給されることに決まった件数と見ていいんですか、22件申請された方すべてが。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

その中で開始になった分が14件、あとの分は取り下げ等でございます。1件やったですかね、認定しなかったという例があったと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ということになりますと、先ほど19年度、20年度の数字では1件だけが少なくなっている数字で報告をされていますが、これから見ると多くならなくちゃいけないわけですが、とい

うことは、今まで受給されていた人たちの辞退があったのかどうかですね。結局、ここではふえているわけでしょう。認可されたのはふえているんだけど、さっきの冒頭御答弁いただいたのでは減っている数字はそれほどでもないわけで、あとの分は辞退があったのかどうかということ。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

19年度と20年度と比較して、1回目の答弁の中で幾らか減ったというような御答弁をいたしました。それで、今、相談件数とか申請件数、開始件数等について御報告申し上げたところです。ちなみに19年度についての相談件数等を申しますと、相談が年間で59件あっております。実際申請されたのが20件弱ぐらいということで、相談件数においては昨年度よりか減っているというような状況もございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

福祉事務所の窓口に行くと、まず言われるのが、まだ働ける年齢だからということ言われますね。それから、面倒を見てもらえる親族はいないのかということですね。それから、必要な書類をそろえてからということ、手持ち金の問題など、さまざまなことを聞かれて、それによって帰らざるを得ないというような状況があることは私自身も体験しております。鹿島市においては、まだここまでひどい状況は聞いておりませんが、例えば昨年、大阪では49歳の派遣労働者が生活保護の相談をしたが、福祉事務所は働くことができると判断をして、申請そのものを受け付けなかった。その結果、栄養失調状態で死亡したという事件。また、北九州でも56歳の男性が生活保護申請を拒否され、餓死したという事件ですね。

さて、私は先ほど鹿島市ではこんなひどい状況は聞いていないと言いましたが、実は幸い死までは至っておりませんが、鹿島市でもこれに似たような実態があっているんですね。仕事がなく生活保護の申請に行き、まだ働ける年齢だからということで申請をさせてもらえなかったということが起きています。この方は50代の男性です。やっと仕事を探されたわけですが、生活できる収入は保障されません。月に20千円、多いときで何とか50千円、そういうのは珍しいときです。ここで今、何が起きているのか。この方は自分の住まいはお持ちです。電気代が払えないので、ずっと電気が切られたままだそうです。今の時代にこういうことがあっていいんですか。命すら落とさなかったものの、本当に私は許すことのできない状況だと思います。

私は今、1件だけ実例を申しましたが、まさに福祉事務所の水際作戦とでもいうようなこ

とが鹿島市でもやられているのではないですか。これまであなたたちは生活保護の申請に来たとは言わない。相談に来られるんですよと言いつけてこられました。この実態をあなたはどのように受けとめられますか。この男性の問題を含めて御答弁ください。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えしたいと思います。

今言われましたことですけれども、私の知り得る範囲では、そういう事情で申請をさせなかったというのはなかったと記憶しておりますけれども。

以上ですけど。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もちろん申請をさせないとはおっしゃられなかったでしょう。ただ、仕事を探して仕事をしてくださいとおっしゃったでしょう。そうでしょう。そう言われると、そのまま戻って探して、ないからといって、また足は踏み込めませんよ。そういうときは一応やっぱり申請を出してくださいと、仕事があったときはという指導のやり方があるでしょう。それから、生活保護を受けておって仕事をして、それに見合わないときには生活保護を出せますし、それだけの収入の申請をすればちゃんと取り扱えるでしょう。既にそういうことをやっていらっしゃる人もあるわけですよ。そういうことはあっておりませんと言うけど、現実的にこういう人がいらっしゃるんですよ。

市長、こういう事態を知っていますか。鹿島市でこういうことがあっているんですよ。このようなことが一つでもあることを恥だと思わなくちゃいけないですよ、私たち鹿島市が。そういう市民の人たちの暮らしを守るのが鹿島市の仕事じゃないですか、それがまず第一ではないですか。幸いこの方が何とか毎日毎日をやっているからいいようなものですが、もしものことがあったときはどう責任をとりますか。責任だけでは済まない問題なんですよ。これまでも若い方と行けば、仕事を探してください、働けるでしょうということをおっしゃいますが、今、仕事がないからいらっしゃるんですよ。そういうことをおっしゃるようなら、仕事を探してやってくださいよ。ここに働きに行ったらどうですかとアドバイスぐらいしてくださいよ。皆さんでできないなら、何で個人でそういうのができますか。こういう状況ですよ。

これからはこういう人たちがもっとふえてくると言われています。実はつい最近も、ある若いお母さんですが、仕事がないと。今働いているのは月に20千円しかもらえない。自分は少し体を悪くしているんだけど、保険証もないし、病院にも行けない。働かないと、子供も

食わせんといかんと、そういうことで必死に頑張っていらっしゃる姿を見ましたが、たくさんそういう人はいらっしゃるんですよ。だから、私は先ほど雇用の問題も申しましたが、そういう実態をもっと隅々まで知る必要があると思うんです。

そういう中で、私は今、民生委員さんたちの役割というのが大きな役割があるんじゃないかと思うんですよね。私はある民生委員さんの方に、生活保護の問題で民生委員さんになった時点での講習会がありますかということをお尋ねしました。いろいろ複雑な問題がありますからね。私たちもいろんな決まりを読んでいます、なかなか読んただけでは十分に理解できない分もあります。その方がおっしゃるには、一回だけ受けさせてもらいました。しかし、実際のやるときになれば、なかなかわからないとおっしゃるんですよ。どうですか、こういう一番大事なところですが、そういう民生委員さんたちに取り組んでいただかなくてはいけない問題についての講習会、勉強会といいますか、そういうのがどれくらい行われているのでしょうか、まずお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

先ほど議員が申されたとおり、年に1回ぐらいだと思います。それと、あとなられたときに、毎年度、生活保護の手引きというものが発行されますので、それを各民生委員さんのほうに配付をいたしております。民生委員さんのお仕事の中で、生活保護関係とかいろいろございますので、今後、うちとしても今言われたような形での研修というか、講習というか、それらも検討していきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これはつい最近の出来事だと思いますが、ある民生委員さんが生活保護の件についてわからなかったの、担当者に来てくださいということで民生委員会にお願いをしたら、出てきてもらえなかったということを知っていますが、事実でしょうか。そうだとすれば、なぜ行かなかったのか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

端的に生活保護係に来てくださいというようなことではなかったかと思うんですけれども、生活保護の件でお尋ねをしたいということで、民生委員会の担当の職員が承って、それで生

保の係のほうに話を聞いて、その中でお答えをして、わからない点については、また後日御説明をしたいということと言ったとは思いますが。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

やっぱりそういう要請があったときは、私は行くべきだと思うんですね。そこに行って、皆さんのいらっしゃるところでお話を聞いて、それを解明していく、そういうことの繰り返しの中で、本当に生活保護の問題についての取り組みをどうしたらいいのか。条文を見ますと、なかなか理解しにくい条文もありますよ。そういうところの理解をどうすればいいかということがわかっていくようになるんじゃないかと思うんですね。私は本当に驚きましたよ、そういうときに行ってもらえなかったということで。ぜひそういうことがないようにしていただきたいと思います。

それと民生委員さんの待遇の問題ですね。今、いろいろそれぞれの地域で、高齢者も含め、また失業者の人も含めて大変な生活をされている人が多いわけですが、積極的に民生委員さんがそういう人たちに対応できるんじゃないかということで聞きましたら、なかなか入りにくいんですよとおっしゃるんですね。個人的なプライバシーの問題もいろいろあるわけですが、しかし、やはりある程度までは踏み込んでいかなくちゃいけないという面もあると思いますが、それと同時に、やっぱり民生委員さんたちの今置かれている待遇、身分の保障ですね、これがどうなっているのか。手当の問題その他、行動費の問題とか、今、その辺がどうなっているのか、まずお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

民生委員さんにつきましては、報酬という形では出ておりません。一応月額7千円か8千円ぐらいの行動費というか、費用弁償的なもので出ておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

民生委員さんの仕事というのは、非常に重要な仕事だと私は思うんですね。特に今日、核家族といいますかね、お年寄りのひとり暮らしとかがふえてくる、高齢化世帯がふえてくる、こういう状況の中で、本当にどこが頼りかかという、どこを頼っていいかわからないという人はいっぱいおるわけで、そういう民生委員さんたちが密に対応できるような体制をと

っていくならば、地域の人たちは安心して毎日が暮らしていけるというような状況になるわけですが、しかし、民生委員さんも生身の体ですから、民生委員さん自体もやっぱりある程度の収入の保障もないと、そこだけで、ボランティアだけでやれるというわけでもないわけですね。月7千円から8千円、本当に十分に活動していったら、電話代、油代にもならないと思いますよね。こういう形で地域の皆さんを守る前線での仕事ができると思いますか、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

金額で活動云々ではないとは思いますが、確かに7千円ぐらいの中で厳しいところもあるとは思いますが、民生委員さんの方にはその中で御苦勞をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ちょっと実態はそうでしょうけど、答弁じゃないですよ。

市長、いかがですか。今、民生委員さんはいろんな形で大変な状況の中で仕事してもらっていますよ。ややもすれば、一日じゅう走り回らばなんという民生委員さんもいらっしゃいますよね。そういう状況の中で、確かに国の制度というのがあるでしょう。しかし、それにしても余りにもこれは待遇として、身分の保障として少な過ぎると私は思うんですが、市長はこの実態をいかがお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

我々地域社会は、いろんな人たちのボランティアとか相互扶助精神、そういうものに支えられて成り立っております。そういう中で、民生委員さんももちろんそうですし、ほかの分野でも少ない報酬の中で一生懸命頑張っていただいております。身分の保障という意味とはちょっと違うと思うんですね、この報酬の問題は。

それからもう1つは、じゃ、これをこの倍、3倍もらったから、倍、3倍一生懸命やるよと、そういうことではなかろうと思うんです。それは収入というのはいかにこしたことはないということではございましょうが、今、現状のことで一生懸命公務を頑張っていただきたいと、こういうふうには思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

民生委員さんも生活せんといかんわけですね。本当に忙しいときになりますと、もちろん自分の仕事の段じゃないですよ。私たち議員もそうですよ、みんな。そういう状況の中で、一番大変な部分、だれだって大変でしょうけど、ボランティアで皆さんの云々でと、言葉はきれいですよ。しかし、現実的にはそういう人たちこそ十分に保障をされ、そして地域の人たちのお手伝いをするという形をとっていくことが一番大事だと私は思いますが、そういうことからしますと、私は決してこれが最高だと思いませんし、聞くところによりますと、それぞれの地域で幾らか活動費がプラスされている部分もあるとは聞きますが、それにしても余りにも私は少ないと思います。

時間が来ておりますので、これより深くは追求しませんが、もちろんこれはここだけで済む問題じゃない。県や国ですね、今、特に自民党政治というのは福祉予算を2,200億円ですか、そういうお金を削っているんですね。そして、変なところに回していますよ。そういうお金があれば、こういうのだけでもっと保障はできると思います。

生活保護の問題については終わりたいと思いますが、何しろ今からまだまだ大変になってくるだろうという就労の状況、それから高齢者の皆さんの置かれた状況も大変になってくると思いますので、生活保護の申請について、ぜひ今までのような窓口で後行きにくいような対応をしないように。それから、今の状況では、これだけの問題があるときに、皆さんの生活指導をするにも余りにも職員の人も大変な数じゃないかと思いますが、その辺についても触れようと思いましたが、ちょっと時間がありませんので、生活保護についてはこの辺で終わりたいと思いますが、とにかく申請については受け付けていただいて、申請を出してからのものにしてもらいたい。

それから、一つだけ申し上げますが、今、書類を全部そろえないと受け付けていませんが、あれは申請書だけでいいんでしょう、まず。書類はその後でいいということになっていると思いますが、その辺いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

基本的には提出書類、何と何と何とありますけれども、今言われたように、申請書だけでもとりあえず出してもらおうということでもいいかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひそのようにしてください。生活保護の申請の一式を見ていると、何でもここまで書かんといかんかなというような書類もありますね。ああいうのを行く行くは少し整理して、例えば、昔の生活記録なんて何の必要がありますかね。そういうのも、今の実態がどうなのかというのが問題なわけで、ですから、ぜひその辺については今後検討していただくと同時に、今おっしゃったように、とりあえずは申請書を出すことで受け付けとするということをぜひやってください。

じゃ、次に行きたいと思いますが、障害者の問題ですね。これもやっぱり一番の大きないろんな形でのネックになっているのは自立支援法ができてからの問題だと思います、先ほどもちよっと触れましたがね。今、答弁の中で、聞き取りを行って、それに従っていくというようなことで、ホームヘルプサービスとかグループホームで生活できるようにというようなことをおっしゃいましたが、じゃ、グループホームの問題でお尋ねをしますが、地域で生活されている人、家庭で介護されながら生活されている人たちがグループホームに今入ろうとした場合に、そのグループホームというのは十分にあるんですか、その人たちの要求にこたえるだけ。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

市内では障害者専用のグループホームについては、今、このハンドブックを見ておりますけれども、2つあります。ただ、鹿島の人には実際入所はしておられないという状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういう実態しかないのに、今後グループホームで生活できるように云々と、そういう答弁はないですよ。実際に何も無いのにですよ。

だから、お尋ねをしたいと思いますが、じゃ、地域の人たちが、家族も当事者も安心できるようなグループホームの建設が急がれるわけですが、そういう問題について、グループホームの新設などについて、市としてはどのようにお考えになっているのか御答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

基本的には市のほうで直営でつくるというような考えは現在のところ持ち合わせておりませんが、民間のほうで建設等についてはお願いをするというような考えでございます。

今後、今の情報の中では、NPO法人の鹿陽会のほうで1つグループホームをつくるというようなこともお聞きをしている状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市としては直営でつくるということは考えないということですが、鹿陽会でつくるというようなことをお聞きしているというところですが、そういうのを聞かれたなら、市が直営にしなくても、やっぱり一緒になって取り組んでいくというような積極性を私は見せていただきたいし、そして、そういうグループホーム、本当にこの地域で障害者の人たちも家族の人たちも安心していけるような、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思います。

また、先ほどホームヘルプサービスの問題もありましたが、これもやっぱり自立支援法の関係などで、料金の問題その他で十分に利用したいと思っても利用できないで、やっぱり家族の人に大きなしわ寄せが来ているという事実があるんですね。だから、障害を持つ人より家族の人たちが体を壊すとか、いろんな問題が今出てきている分もあるわけですから、そういう面では、やはり一番はこの自立支援法をもとに戻すということ、これは全国での大きな運動にもなっておりますが、そういう対応が今必要になっていると思いますが、市としても積極的に、やっぱり本当に生きた制度として障害者の人たちに役に立つように、家族の人たちに役に立つような、そういうことに取り組んでいただきたいと思います。

もう時間がありませんが、とにかく今、一番国会がもめておりますが、どうなるかわからない。この国会をどう乗り切るか、後の政権がどうなっていくかによって、今、私たちが論議をしたことについてもいろいろと変化をもたらすのか、それとももっと悪くなっていくかという、いろんなのがあると思います。ただ、やっぱり今までやられてきた自公政権のもうけさえすればいいというやり方ね、そういう政策というのがやはり一番弱いところに大きくしわ寄せされてきているということを本当に許すことができないと私は思います。特に、雇用の問題については、今までにないような、100年来とか、いろいろ言われておりますが、そういう状況の中で私たちがどうやっていくか。やっぱり一番は、ここまで来ている大企業などのやり方、そして、その大企業本位の政治をやっている今の政治を変えていくということを私たちが本気になって積極的に取り組んでいかないと、いつも同じようなことをここで論議しなくちゃいけない。論議をする分はいいですが、皆さんの暮らしはよくなるわけですので、ぜひお願いをしたいと思います。

特に、福祉関係は国の決まり、県の決まりがあるので、私たちではというようなところも

あると思いますが、しかし、やっぱり今、お金が先か、人の生活が先かということになると思うんですね。そういう面では、ぜひ温かい気持ちで市政をつかさどっていただきたいと思います。私たちもそのために全力で頑張っていくと思います。

ちょっともう少し時間がありますが、介護保険料の問題で申し上げませんでした、いよいよ下がるようですが、もう1つは、組合で下がることが決まっておりますが、鹿島にも負担金の戻りなども来ておりますので、できればそういうのは地域の人の保険料をさらに下げのために利用をしていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時より再開をいたします。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番議員馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

5番議員の馬場でございます。通告に従って、大きな3項目について質問をしたいと思います。

私も昨年、還暦を迎え60歳となり、老人会入会資格を得たということで、ひしひしと高齢化を身にしみて感じているこのごろですけれども、まず、第1番目の医療行政についてですが、今、日本が世界に誇るべき国民皆保険を堅持し、将来にわたり社会保障制度全般を持続可能なものとしていくため、年金、介護の改革に引き続いて、平成18年6月、いわゆる医療制度改革関連法が成立しました。改革の最大の特徴は、国民の安心、信頼を確保しながら、できるだけ生活習慣病にならないようにする、また長期入院を是正し、できる限り在宅、またはこれに近い環境で暮らせるようにするなど、生活の質を確保しながら、中・長期的に医療費適正化を目指すこととされたことです。そのため、国が示す基本方針に基づき、医療保険者が新たに20年4月より特定健診、保健指導を実施することになりました。この医療制度改革の基本的な考え方の一つに、生活習慣病に対する予防の重視があります。この特定健診、保健指導については、平成19年9月議会でも私が質問をいたしました。

現在、国民医療費の3割が生活習慣病で、死因別死亡率の6割が生活習慣病が原因となっております。不規則な生活習慣により肥満者が増加傾向にあり、その多くが糖尿病、高血圧、高脂血症の危険因子をあわせ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大しています。そこで、個々の被保険者に対し、自主的な健康増進、疾病予防の取り組みを働きかけることが医療保険者の役割として重視され、そのための医療保険者のメタボ

リックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診、保健指導を実施することが決定されたところです。食生活、飲酒、喫煙等、さまざまな生活習慣の蓄積による糖尿病、高血圧などの生活習慣病を予防するためには、生活習慣そのものの改善が必要で、そのため、健康管理、健康増進を目的に生活習慣そのものを改善して、発症を未然に防ぐことが求められています。

そこで、質問要旨の1つ目ですが、20年4月から施行された特定健診と保健指導についてお尋ねします。

40歳から74歳までを対象とした特定健診、保健指導は、まだ1年を経過していない時期ですが、5年後の健診率65%を目標に進める国の政策の中で、予防医療の点からも早い時期にその成果を出し、医療費抑制につながる政策へ結びつける必要を感じるのですが、鹿島市における初年度の経過と見通しはどのようになっているのか、現状をお聞かせください。

次に、質問要旨の2つ目ですが、市が毎年10月から12月にかけて、65歳以上の高齢者にインフルエンザワクチンの接種に補助を出していることはよく御存じだと思います。現在、高齢者の予防接種への補助はこれだけと思うのですが、このところ、がん、心臓病、脳卒中の3大因子の次に来るのが肺炎です。また、増加傾向にあると言われておりますが、厚生労働省によれば、この肺炎の死亡者の95%が65歳以上のようなことが先日の新聞でも報道されていきました。その肺炎に有効なのが肺炎ワクチンで、肺炎の原因細菌の一つである肺炎球菌に対するワクチンのことだそうです。既に20年以上も前にワクチンが開発されて、アメリカでは65歳以上の半数以上が接種しているとのこと。しかし、ワクチン接種で効果も安全性も高く予防が十分可能と思われるのに、日本では保険適用外となっているため、先進国の中でも接種率が高齢者のわずか4%と低い水準にあるということです。また、公費助成をしている市町村は全国で5%にも満たないということです。

高齢の慢性肺疾患の患者にインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方を接種すれば、入院を63%、死亡を81%減らせるという海外の報告もあるとのこと。しかも、一度接種すれば5年から8年有効なので、5年に1回で済むそうです。ただ、保険がきかない分、自費で6千円から8千円かかるということで、医療費抑制の観点からも補助事業導入の検討ができないものか考えるのですが、その点、お伺いしたいと思います。

次に、大きく福祉行政についてですが、鹿島市でも4人に1人が65歳という時代を迎え、国の政策に沿う形の制度だけでなく、市独自の政策をどう充実させていくかを問う時期かと思われ。高齢化が進み、住環境、生活環境の変化の中で、経済的な問題、地域的な問題、医療、介護環境の問題などを複合的に関係し合って、独居老人や2人住まいの家庭などが大きくその影響を受けることが予想されます。

鹿島市においても、地域密着型の諸介護施設の充実や愛の一声ネットワークや緊急通報装置の設置などの対応で、安心できる社会の構築はできつつあると思うのですが、第4次総合

計画にも、市民の福祉に対する期待にこたえていくためには、社会、経済の構造変化に対応し、必要な福祉サービスを的確に提供できるよう、社会福祉の新たな枠組みをまちぐるみでつくり上げていく必要がありますとうたっているように、だれもが生きがいとゆとりある生活ができるための福祉サービスを行うことを計画の中に盛り込まれてきた今、これからの高齢者の生活支援をどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、福祉行政の面からの交通網の整備ということでお伺いします。

これは先ほど松尾議員のほうからもありました公共交通とダブるところがありますが、御答弁をお願いしたいと思います。

昨年9月にバス路線の廃止があり、その沿線の住民の人から今後の生活の足が奪われることへの不安を聞かされました。いかに車社会とはいえ、高齢になると自分で運転することが不自由になるし、また人にも頼めない、タクシーは多少高い、そんなとき、やはり一定の低料金で利用できるコミュニティバスがあればと考えるのですが、この鹿島市の地形に合った、また多目的なものが考えられる循環型のバスのようなものが考えられないでしょうか。

現在、一部の路線では委託をしておられるのですが、今後、一般路線バスの廃止、撤退などがふえていくことも予想される中で、厳しい財政状況の中とはいえ、少しでも将来の住民生活防衛の一つとしてのモデルづくりのために、公共交通サービスと市街地内の主要施設や観光拠点などを循環する路線などと組み合わせ、住民の足として運行を計画していただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

次に、大きく3項目めの地域産業の活性化への取り組みについて質問いたします。

現在、健康や生活などの面から農業に対する関心が高まり、脱サラしてでも就農する人がふえてきていることや、団塊世代の定年時期を迎え、今後の人生設計を田舎に求めるといったことが考えられる中、地域産業の活性化への取り組みということで、この鹿島市でも早くからいろいろと各産業に働きかけ、取り組んでこられ、それぞれ産業ごとの活動は活発に行われているようですが、もう一つ産業間の連携が弱いように感じられます。

つい先日、2月19日ですが、中心市街地活性化診断助言事業の報告会があり、私も出席させていただきました。その席で、お二人の先生の助言で、先ほども福井議員のほうから質問の中にありました発酵をテーマとした発酵文化に取り組んで活動をしておられる中心商店街の皆さんへの提言の中で、おもしろさを十分に感じるし、それを活性化するにはやる気のある人が楽しみながら進めるべきだ。鹿島基準をつくり、徹底したこだわりをスピード感の中で熟慮しながら地元の人々の心に訴えるものにするといったようなことで、非常に意義のあるお話を聞くことができました。ただ、質問の1つ目であり、要旨の1つであります農漁業と商業の融合という点で、その場に広くほかの産業の人たちの参加があるものと思っていたのですが、幾分少なかったような気がします。

鹿島市は第1次産業が基幹産業と位置づけ、また、発酵は農漁業とのかかわりが切り離せ

ないものだという中で、単に客を呼び込むとか認定を受けるというのが今までの中心ではなかったか。本当はもっと身近な市民同士が楽しめるような仕掛けが必要で、話し合いだけでなく、実際の成果として出てくるような取り組みの中から市全体としての活性化に広がっていくものと思われま。そして、行政事務の中で、市民と協働して実現していくことも必要でしょう。

そこで、お尋ねします。農漁業と商業の融合という視点での見解をお聞かせください。

次に、質問要旨の2つ目ですが、付加価値を高める取り組みとして、鹿島市でとれるもの、鹿島市にあるものに、鹿島独自の鹿島市らしい品質のものを研究したり、鹿島市らしいネーミングやこだわりをつけるために地元市民がこぞって考えるような仕掛けができないものかと考えているのですが、その点についての考えをお聞かせください。

次に、3つ目の質問要旨ですが、定住人口と交流人口の問題です。

先般、人口増加特別委員会で視察に行ってきました多久市の現状は、定住人口対策においては、定住奨励金、雇用者定住促進奨励金、住宅関連施設整備補助金などの補助事業を期間限定ながらも行き、市内不動産との連携と他の業種の人たちをサポーターとして引き込み、かなりの成果を上げておられました。

この鹿島市でも空き家バンク制度に取り組んでおられますが、これからの人口減少に歯どめをかけるためにも、現状と今後の取り組みをお聞かせください。

また、交流人口においては、祐徳稲荷の観光客300万人やガタリンピック、祐徳ロードレース、鹿島クロスカントリーなどのスポーツ事業、またエイブルや市民会館を利用した各種文化事業、そして今月、浜の酒蔵通りにおいて華道家・假屋崎省吾氏のイベントがとり行われます。これなど、各地での催しやお祭りと多彩なこの鹿島市をたくさん訪れるお客さんに、ふだんでもまた来てみたい、いつでも楽しめるといった連携のとれたまち鹿島にと考えているのですが、その点についての市の今後の計画などをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

5番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の医療行政についてということで、特定健診とか保健指導についてのお尋ねがありました。

先ほどの質問の中でありましたように、平成20年度から各医療保険者にこの特定健診、保健指導が義務づけをされております。

鹿島市国保の状況でございますけれども、初年度の目標で健診率を30%ということで設定をいたしておりました。今、健診については終わったわけですけど、その実施率が40%ぐら

いになっております。対象者が7,000人ですので、受診者が2,800人ぐらいですか、そういうふうになっております。

それから、保健指導につきましては現在実施中でございまして、まだその結果はわかりません。その成果も、これは長期間見てみらんぎ、実際のところ、よくわからないというようなことになろうかと思えます。

いずれにしましても、24年度までの実績を踏まえて、25年度から後期高齢者の保険に対する支援金ですね、これが増減がなされますので、目標達成に向けて取り組んでいくということに予定をしております。

それから、あと肺炎球菌ワクチンのことやったですかね。肺炎球菌ワクチンについては、現在うちのほうでは助成をしております。それは御承知のとおりです。うちのほうは、まず肺炎になる前のインフルエンザ対策、これに当分重点を置いてやっていきたいというふうに思っております。13年度からうちのほうはこのインフルエンザに取り組んでおりますけれども、年々受診者というのがふえております。ことしも12月までで一応終わっておりますけれども、65歳以上の人口が8,000人ぐらいいらっしゃいますけれども、これが5,200人ぐらい、受診率が65%程度になっております。これは先ほど言いましたように、年々受ける方が多くなってきております。そういうことで、一応肺炎の予防はできているんじゃないかというふうには思いますが、

それから、肺炎球菌ワクチンですね、これは現在のところ法定の予防接種にはなっておりません。そういうことで、国の助成もありません。任意接種という形になります。受けられる方は自己負担をしていただくというふうなことでございます。そういうことで、任意接種になっておりますので、この予防接種をした場合に、中には副作用等の問題が出てきます。そういう場合に、法定接種じゃございませんので、それに対する補償というのがございません。そういうことも考えなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、現在、国のほうでも、この肺炎球菌ワクチンについては法定にするかどうかということが検討をされているようでございます。そこら辺を注視しながら、それからまた、近隣市町あたりの取り組む状況を見ながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、高齢化への対応ということだったと思えますけれども、御承知のように、平成12年から、それまでの医療とか福祉部門を分けたような形で介護保険というのが導入をされております。来年から4期目を迎えるわけですけれども、介護予防によって、現在の核家族とか共働きとかでどうしても家庭介護というのができにくくなっていると。そういうことを社会的に支えていこうというのが介護保険の導入の趣旨だというふうに思いますが、御存じのように、現在まで順調にこのサービスの基盤ができてきつつあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは交通網の整備ということでお答えをいたします。

先ほど議員のほうからコミュニティーバスのお話がありました。この件につきましては、コミュニティーバスについても検討を重ねてまいりました。

現在の状況を少し申し上げますと、鹿島市内で走っているバス、鹿島市から佐賀に行っているバスが1本あります。これ以外はすべて補助金が入っているバスです。能古見に走っているのも、嬉野に行っているのも、太良に行っているのも、すべて補助金を加えて運行をされておりまして。この補助金が県のほうが5,300千円ほど、鹿島市のほうが19,800千円ほど、合わせて25,000千円ほどの補助金を1年間のうちに入れながら運行をしております。これらをなくすわけにもいかん、どうしていこうかというのを21年度は総合的に、今までコミュニティーバスの話とか福祉バスの話だとか、それからタクシーで走らせたらどうだろうかとか、いろいろ話がありました。ただ、補助の制度が今までありませんでしたので、なかなか取り組めないでいましたけれども、これを研究するための補助が創設をされましたので、鹿島の場合は、能古見のほうと北鹿島、それから交通空白地帯の高津原、これらのことを一緒に考えるというのは非常に無理がございます。この地域はどんな方法が一番いいのかというようなのを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

これを今からやっていくわけですがけれども、いずれにしても、先ほど馬場議員のほうからお話がありました、タクシーに乗るのは非常にもったいないという感覚があると。この感覚を少し方向を変える、視点を変えることをしていかないと、非常に難しゅうございます。タクシーに1人で乗ってくるのはもったいないという話がございますけれども、バスが空で走っていたり、バスに1人で乗ってくるというのはもっと金がかかっているという現状がございます。自分の金を払うというのは少のうございますけれども、全体的に考えてみると、バス1台に1人か2人乗っているというのは非常に金がかかっている状態でございますので、そこら辺の視点を少し変えながら、21年度には何とか鹿島市に合った交通体系を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

私のほうからは、馬場議員の大きな3項目めの地域産業の活性化への取り組み、この中で、農漁業と商業の融合についてということで、農林水産課の立場でお答えをいたしたいと思

ます。

まず、農林水産業というのは生産をする、商業は販売なんだというふうな位置づけから考えますと、今あります農林水産物の直売所、これはその両方の意味合いがあるんじゃないかと思っております。議員が先ほどおっしゃいます両産業が融合した施設ということで私たちは考えております。現在、市内には9カ所の直売所、8カ所の加工所、それから、その系列で運営をされていますレストランが1カ所ございまして、合わせて450,000千円の売り上げがあっております。これは19年度の実績でございますが、それだけの数字があっております。この数字というのは、県内的に見ましても、箇所数、売上額、両方とも上位に位置しているところでございます。このことは結果的に農漁業と商業の融合が進んでいるのではないかと、私たちはそのように判断をしておるところでございます。

さらに、今年度から新たに、通常は行政が販売という部分にはかかわってこなかったわけでございますが、20年度から少し販売戦略を検討していこうということで、取り組みを実施してきました。具体的に申し上げますと、昨年11月に福岡市の一流ホテルの料理長、その関係者を含めて40名を藤津・鹿島地区にお招きをいたしました。そして、当藤津・鹿島地区の農畜産物の紹介と利用推進をお願いしてきたところでございます。その結果、数品目につきましては契約が成立をいたしております。まだ数量とか品目につきましては少のうございしますが、この地区の農畜産物が非常に豊富である、また品質が高いということで、非常に興味を示されております。3月には——3月25日になりますが、再度訪問をされるということになっております。今後、この交流が毎年、年2回定期的にできるようにということで、藤津・鹿島地区の2市1町、それからJA、藤津普及センター、鹿島農林事務所、これらで協力をして策を練っているところでございます。

先ほどの御質問の中にありますように、農漁業と商業の融合というのもございますし、市町村の枠を超えた、そういうふうな連携というのも模索していく必要性が今後あるかと思っております。さらには、今のところは農畜産物に限ってでございますが、今後はノリであるとか貝類、太良であればカニ、そして鹿島は水がうまいということで、酒もありますよというような宣伝をしております。それから、嬉野はお茶しかなかと言ひんさるですけど、焼き物もあるじゃなかですかと、酒もあるやろうがというふうな話をしながら、2市1町が協力しながら呼び込みに努めていきたいということで、今後、そういうふうな地場産全般にわたっての販売に努められたらということで、そういうふうな意気込みを持っているところでございます。

それからもう1つ、これも紹介でございますが、七浦の道の駅を中心に、ふるさと地域力発掘支援モデル事業、これはソフト事業ですが、取り組みを今年度から実施されております。事業主体としては、七浦地区の振興会を中心にふるさと鹿島活性化協議会という組織を立ち上げていただいて、20年度から24年度までの5カ年間、単年度で2,000千円の予算がつくも

のでございます。ただ、この予算については、市の予算を通らず真っすぐそちらのほうに交付をされるものでございますので、御紹介という形になりますが、この中でも、こだわりという意味での安心・安全な農産物の生産、販売、あるいは加工品、特に農産物もですが、水産物の加工について開発をしていきたいということで、加工、それから開発、販売まで含めて、そういうふうな研究をしていかれるということで、今、市も入りながら検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、馬場議員の付加価値を高める取り組み、それから定住人口と交流人口の問題、この点につきまして私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、付加価値を高める取り組みについての御質問ですけれども、これは先月、観光戦略プランについての最終報告会がありました。この中で、観光戦略5つの柱ということで、そのときに示されたわけです。この戦略会議のメンバーというのは、1次産業従事者とか中小企業者など、いわゆる異業種の皆さんの集まりと。この5つの柱の中に、鹿島の素材活用と鹿島ブランドづくりということが盛り込まれております。具体的には、市内のあらゆる素材を洗い出して消費活動を促すための仕組みをつくっていこうということです。さらには、鹿島に行けばこれだと、そういったものを鹿島に来ていただく目的となり得る商品を充実させようというのが一つの大きなねらいのようです。この観光戦略プランにつきましては、これからが本番になるわけですし、この後すぐに実践部隊を立ち上げるということで、今申し上げましたような柱に向って取り組んでいくというふうなことで、これは3年間ぐらいかけてびしっとまとめていこうというような計画のようでございます。

実は、この付加価値を高めるということでの動きについては、例えば、「のりあめ」とか「萬子姫饅頭」とか「ゆ〜ゆん井」とか、既に商品化されて販売もされてきましたので、やはりこういったことを長く続けていくことで何か一つでもきらっと光るものが出てくると、そういったことで、非常に継続することが必要ではないかというふうに考えております。

それから、定住人口の問題でございますけれども、空き家バンクの現状をとということです。

この制度は19年度から取り組んでおります。現在の状況はどうかということですが、空き家を登録されている人たち、つまり自分の家を売ってもいいよ、自分の家を貸してもいいよといった方たちが10人ぐらいいらっしゃいまして、今度は逆に鹿島市の空き家を借りたいとか買いたいと希望されている人が30人ぐらい私のほうに登録をいただいています。10世帯の30人ぐらいです。これまで双方の考えが一致しまして契約まで進んだ人たちが、長崎県から3名、福岡県から2名、それから嬉野市から4名、合計9人が鹿島市に住むという契

約までなさっていただいています。1つの事例を先ほど農林課長も申しあげましたけれども、福岡から御夫婦が鹿島で農業をしたいとおっしゃって見えました。これをJAさんのほうが、じゃ、自分たちが農地を探すから市のほうで住居をとというふうなことで関係プレーをとりましたので、これは決定しました。鹿島で新しい第2の人生をスタートしていただくということになっております。

私どもがこの制度に取り組むときにいろんな御意見がありましたけれども、先ほど多久市を視察したとおっしゃいましたけれども、多久市のようにいろんな制度は、ちょっと鹿島の場合としては現状から厳しいということで、お一人お一人に対応するときに精いっぱい取り組んでいこうと、そういったことを基本に置いて取り組んでいこうということで取り組みました結果が、今申し上げたような、いわゆる成果が出てきていると言えると思います。今後はやはりこういった空き家バンク制度をPRの強化としていくとともに、実際に転入いただいた皆さんと連携をとりながら、やっぱり鹿島を選択してよかったと、こう言ってもらえることが今後の展開としてはいい方向に広がっていくんじゃないかというふうに考えております。

交流人口の問題でございますけれども、このことにつきましても、先ほど申し上げました観光戦略プラン、これを基本に置きまして、観光戦略の5つの柱、この実現に向けて具体的に動いていくということになりますので、この中で一定の方向性を確立させていきたいというふうに考えております。もちろん計画は計画として進めながら、各種イベントや大会、そういったところでは積極的に鹿島市の売り込みに邁進していくと、取り組んでいくというように考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

まず、1点目の医療行政について、特定健診と保健指導についてですが、先ほど答弁いただきましたけれども、昨年3月にいただきました特定健診の診査等実施計画案の中で、一応対象者は7,000人ということで上げておられまして、先ほどで、初年度は30%の目標値に対して40%という御答弁だったと思うんですけども、その中で、内容等がほとんど聞くことができなかったんですけども、健診を受けられた方の中で、結局、保健指導を受けなければいけないとか、また精密検査を受けてくださいとか、そういうことがあったと思うんですけど、その点についてお答えをいただきたいんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

先ほど答弁しましたとおり、2,800名ほどが健診を受けられております。その中で、保健指導の対象になった方、動機づけ支援と比較的軽い方ですね、これが245名、それから積極的支援の方が119名というふうになっております。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

保健指導のほうで、245名の方、あと119名の指導ということで上げられているんですけども、この指導の内容をどのように進めておられるのかというのを聞きたいんですけども、保健指導のほう。保健師さん、あるいは栄養士さんという方をきちっと決めて、その方たちの指導を受けるように計画をしておられると思うんですが、その点は進んでいるのかどうかをお聞かせいただきたいんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

この特定保健指導健診の職員体制ですけれども、基本的にはいつかの時点で説明をしたと思いますけれども、このことについては、全面的に市内の医療機関あたりに業務をお願いするというので鹿島では取り組みたいということで御説明をしたかと思います。ことしは初年度でもあって、一部うちの保健師ないしは栄養士で対応した部分がございますけれども、基本的にはそういう形で業務を進めたいというふうに考えております。

うちの職員体制を申しますと、これに当たる職員は、保健師が2名、それから栄養士が1名です。栄養士は昨年から増員をしております。そういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

そしたら、医療機関のほうに大体お願いをしておられると。市としては、保健師の方が2名、栄養士の方が1名という形で進めておられるということですが、特定健診を9月の時点で一応データを取得して費用決済をしておられるのではないかと思うのですが、その時点でどの程度の医療費等が見込まれたのか、あったのか。これは今後、先ほども言いました医療費抑制のためにこれが行われるということであっても、一時的な医療費の増加は見込まれても、将来的に予防という観点からこれが行われている以上は、やはり今、早目に取り組んで、一応30%の目標値に対して40%だったと安心するのではなくて、また、昨年の9月の時点で

締め切って、また、ことしもということですが、該当者に対して健診の内容等を送付されていると思うのですが、それは昨年一度で、あと来年度、該当者で健診を受けなかった人たちに対する健診の促しをどのようにされるのかという点が少し不明なので、その辺をちょっとお答えいただきたいのですが。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

来年度、21年度はどうするかということですが、ことは初年度ということもありまして、健診にかかる時期が非常に遅かったという関係がございました。その関係で9月で締め切ったわけですが、指導のほうは半年間というスパンがあるんですね。半年は絶対せんばらんよというような国の決まりがある。そのところでちょっとひっかかったというのがあります。それで、来年はことしの4月20日から7月18日までやったですかね、早目にこの健診にかかりたいということです。先ほど言いましたように、この健診についても、全面的に市内の医療機関にお願いをするということがございます。

それで、ことし健診を受けなかった方たちにどうするかということですが、健診率については、先ほど言いましたように、目標を達成しております。それで安心しておるわけじゃなかですが、ことしのやり方を基本的には踏襲していきたいというふうに思っております。

それから、保健指導については若干やり方を、基本的には変えないんですけども、健診を受けても、極端なことを言うぎ、メタボリックの予備軍になられた方が後の指導を受けんされんぎ何もならんわけですね。そいけん、その指導をもう少し充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

できるだけその指導はきちっとやっていただいて、やはり病気、これは自己責任という部分もかなりあると思うんですが、国がこのようにして進める意味合いの中には、やはり医療費の抑制というのはかなり考えている。それをやはり地方でモデルというような形ででも早目に前倒しで目標値を達成した上で、鹿島としてはどのように医療費抑制をしていくか、もっと政策的に進んでやっていただきたいということがあります。

鹿島市のホームページを見たときに、基本健診という項目のところ、備考欄でしたかね、それこそ20年度より特定健診に変わりましたと、その項目だけだったので、ほかにこの特定健診、保健指導についての詳細が掲示されているかなと探したんですけど、私はちょっと探

すことができなくて、やはりこれからはいろんな方が直接問い合わせるといよりは、そういうものでもっと情報を得るような形をとっていただきたいというふうに考えております。このことについては、これで次に移りたいと思います。

次に、肺炎に関する肺炎ワクチンですね、これは皆さんも佐賀新聞に載った記事を読まれた方もいっぱいいらっしゃると思います。夕張市の医療センターをやっておられる村上理事長という方のコメントが載っておりました。やはり先ほどもありましたように、今、公費助成がないという中で、65歳以上の方の95%が肺炎でと。先ほどはインフルエンザの接種をやっているから、ある程度の予防ができているというふうな答弁ではなかったかと思ったのですが、65歳以上の方の95%が亡くなるというようなことを考えたときに、肺炎で入院されたときに、ここにも書いてありますが、1人当たり860千円かかるというようなことが書いてあります。これは私もちょっとインターネット等で調べましたが、2週間程度の入院でこのくらいの費用がかかるんだと。そうすると、やはり6千円から8千円程度の接種のための費用を使った場合は、将来的にかなりの予防が考えられると。それをどのように考えておられるか。

また、先ほども言いましたように、公費助成を実施している市町村が全国でも5%程度ということで、まだ遅々として進んでいないこの肺炎ワクチンに関して、もう少し突っ込んだ検討をしていただけないかということを考えているんですけど、その点に関してどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどもお答えをいたしましたように、現在、国のほうでもこの予防接種については検討をされておるようです。その動向あたりを見守っていきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

先ほどの特定健診の場合と同じような御返答じゃなかったかなというような気がします。国の動向を見てというようなことではなく、やはり積極的に取り組むということを検討していただけないかというふうに考えております。医療機関等においても、やはり市といろんな面での協議を重ねていただき、また情報を共有していただくということで、今、何に力を注げば医療の状況がよくなるのかということを考えていただきたいというふうに思います。

じゃ、このワクチンに関しては、また機会がありましたら進めていただくことをお願いするようにしたいと思います。

それでは、次の福祉行政についてですが、先ほども松尾議員が話しておられたように、今、

本当に弱者の方に対する風当たりがかなり強い。特にまた100年に一度という金融恐慌に見舞われて経済が破綻するというようなことが言われている昨今ですが、やはり高齢化がこれだけ進んできますと、だれがそれを支えるのか、やはり家族でもかなり厳しい状況に陥っているということで、市がそれを支える手助けをするというのは、今、一番問われている、こういうときに問われているということだと思えます。かなりそれでも施設等の充実はされてきているのですが、その辺の施設の状況を少しお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

鹿島市内の介護関係の事業所について御説明を申し上げます。

介護関係のサービスを提供されている団体ですけれども、15法人、1団体になっております。たくさんありますですね。まず、居宅介護支援サービスを提供している事業所6、訪問介護を提供している事業所6、訪問看護を提供している事業所2、訪問リハビリテーション1、通所介護7、それが定員が220人というふうになっております。それから、通所リハビリテーションが2、短期入所生活介護が1、短期入所療養介護が2、認知症対応型共同生活介護3、認知症対応型通所介護2、福祉用具貸与2、福祉用具販売2、介護老人福祉施設が1、これが施設入所ですけれども、107人の定員があります。それから、介護老人保健施設1、これは入所人員が80人です。それから、介護療養型医療施設が1、定員が8人です。それから、特定施設入居者生活介護が1、これは定員27人、小規模多機能型居宅介護が1、定員25人、このほかに、介護とは若干違いますけれども、宅老所が2法人ですね、それから介護保険以外の福祉サービスということで6事業所があります。

そういう状況になっております。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

今、施設等を言っていましたけれども、15というのが名称としていろいろ数種類の施設としてやっておられるということになるわけですね、機能として。やはりこれからは高齢化に向かって、特に団塊の世代等がこれからその域に達するものですから、こういう施設がもっと充実をしていかないといけないということになっていくと思えます。ただ、今この施設で仕事をされる方たちの状況はかなり厳しいという状況を皆さんも知っておられるかと思えます。国の施策が多少後手に回っているような感じをするのですが、やはり地域としてそこに働く方たちのことも考え、そして、そういう施設、あるいはいろんな手だてのネットワーク等を駆使して、やはり鹿島はすばらしいと言われるような福祉政策を行っていただ

きたいと。

次に、質問要旨2のほうでコミュニティーバスを上げましたが、今、補助として県から5,300千円、市が19,800千円ということで行っておられるということですが、路線バスは、利用をする場合に目的地がある程度決まっているところに行くだけですが、私が提案をするのは、やはり常に循環をして回っているようなバス、主要施設、あるいは観光地、拠点を回るような。しかし、まず高齢者になると、どうしても足がないと体も家から出ないということで、沈んでいくのではないかと。できるだけ出やすい足をつくってあげるという観点から、鹿島市は地理的には120キロ平米ほどですかね。山間地もありますが、市街地と市街地を結ぶ、先ほど企画課長が言われたように、鹿島、能古見、北鹿島等を考えるが、一緒には難しいというような話もされました。それは距離的には循環をしても難しい問題ではないという気がするんですが、今、走っている路線バスを1台でも2台でも、それは小さなバスでもいいのではないかと。常に循環をしているバスをお願いするような、計画をするようなことをやっていただけないかというふうに思っているんですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

先ほど申したのは、同じ方式では能古見と北鹿島、それから人口密集地は無理だろうということで申し上げました。循環バスとなりますと、3キロから5キロぐらいのところを常時回っている。そこに人口の集積地があって、商工地区があってということが循環バスをやられるところが多いわけですが、これも全国的に定時定路線といいますか、お客がいなくても回すというのはかなり苦戦をされておられます。それから、能古見地区になりますと、これは谷があります。乗る人たちも、子供たちのほうが中心になってきますと、学校の行き帰りのときに集中的にバスが要るというような形になります。先ほど馬場議員のほうからも提案がございました件につきましても、今回の総合的に考えていく中で検討をしていきたいというふうには考えます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

それから、先ほどタクシーの件もお答えいただいたんですけども、タクシーはもったいないという意識を変える必要があるというようなことだったと思うんですが、まずそういう循環するようなバスを1台でも走らせてみて、そこで利用者がどういうふうに反応するかということも一つはやっていただいた上でのことではないかという気がするんですが、やはりタクシーはどうしても高額になるから、買い物にちょっと出るというときでも、買い物だけじゃなくて病院へ行く、あるいは銀行へ行くということを一遍に済ませるときだけ利用する

と。でも、それであっても、やっぱり病院だ、銀行だとか、そういう買い物とかいうのは中心市街地のほうに集中している場合が多い。また、そういう施設の間というのが鹿島の場合はかなり集中していると思うので、まずは循環型バス、どのような形で運行したりすればいいのかという計画、これから立てるといようなことで答弁をいただきましたけれども、なるべく早くそれはやっていただきたいし、本当にただ話をするのではなく、1台でもまずは動かしてみるところをやっていただけないかと。それに対して市民がどういう形で反応をしていただくのかということをやっぱり実績としてやっていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

まさにそれが松尾議員のときにお答えをいたしました現在の交通空白地区であります高津原地区でモデル事業をという部分になると思います。あそこに1日に5回か6回という形でコミュニティー——これがバスになるのか、ジャンボタクシーという形になるのか、そこも検討ですけれども、21年度中にはそういったモデル的な事業もやりたいと。それを踏まえながら、鹿島市全体の総合的な公共交通の体系をつくっていきたいというのが考えでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

一応21年度にそういうような形でモデルとしてやっていただくということですので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間もないので、次に移りたいと思います。

地域産業の活性化への取り組みということで御答弁いただきました。その中で、観光の基本戦略というような形でお答えいただいたのですが、その中身をもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

鹿島観光戦略プランの内容についてということでございますので、御説明をいたします。

昨年の6月に市長から委嘱をされました15名の委員の皆様方と、佐賀県の観光課の相田企画官をコーディネーターとしてお迎えをしまして、鹿島戦略会議を立ち上げ、1月までに都合6回の会議を経まして、また、この間には国土交通省から観光カリスマとして選定されて

おられます山田桂一郎氏をお迎えし、アドバイス等をいただきながら、今後の鹿島の観光の目指すべき方向性につきまして議論を行ってまいりました。この観光戦略プランは、先ほども部長のほうから言われましたように、2月25日に委員の皆様方の忌憚のない意見を集約してつくり上げたものを報告会という形で行ったところでございます。

この観光戦略会議で導き出されました本市の観光施策の基本は、単に物見遊山的な観光人口の増を目指すものではなくて、訪れていただく方とのより深い交流を大切にして、人と人の交流を通じて鹿島流の生活スタイル、鹿島らしさを実感していただくことでございます。そして、鹿島市民一人一人がお越しいただいたお客様に鹿島に対する興味と共感を持っていただく観光地づくり、これが鹿島の目指すべき観光戦略であります。この観光戦略は、先ほど申し上げました目指すべき観光戦略にのっとり、ようこそ鹿島へ、それから人材育成、鹿島の素材活用、鹿島のブランド、情報発信と、5つの大きな柱を掲げて推進をしていくことにしております。このことを基本に、21年度から観光戦略の具体的な実現化に向けて、本年に、仮称ではありますがけれども、鹿島観光戦略連絡協議会——あくまでもこれは仮称でございます。これを立ち上げまして、市民の皆様、観光協会、観光事業者、それから関係団体、行政が連携を深めまして、それぞれの役割を分担し、スクラムを組んで、おもてなしの心でお迎えできるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、鹿島観光戦略連絡協議会の実行部隊としまして、ふるさと雇用再生特別交付金による雇用対策事業を活用いたしまして、観光戦略を確実に実現していくために鹿島観光戦略プランに沿った6つの部門にそれぞれ1名ずつを観光協会さんで雇っていただき、その6名と観光協会、商工観光課で実行部隊を組織しまして、今後推進していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

もう時間がないようですので、鹿島のこの観光プランをぜひ強力に進めていただいて、やはり鹿島市民が本当にこぞって楽しみ、そして、来ていただくお客様に先ほども言われましたおもてなしの心を感じていただけるように計画をしっかりと遂行していただきたいというふうに考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時30分から再開をいたします。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく4点にわたって質問をいたします。まず、住基カードの利活用について、次に、農業再生について、3番目が火災予防装置の普及について、4番目に、妊婦無料健診の拡大について、この4点について質問をさせていただきます。

まず第1に、住基カードの利活用について。

平成15年8月25日から希望する住民に住民基本台帳事務に関する手続の際に使用するカードが交付され、このカードは各市町村が発行することになっており、本人確認のための高度なセキュリティ機能を持つICカードで、数字4けたの暗証番号を設定していただくことにより他人の不正な使用を防止します。これがあれば全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しがとれるようになり、また転入転出手続の簡素化などが可能になります。このICカードについては、申請時に希望すると顔写真も入り、公の機関が発行する身分証明書としても通用することになりますし、運転免許証を持たない高齢者の方などは本人確認が必要なさまざまな場面で活用できるようになっていると聞いております。同時に、このカードは条例で定めるところにより、カードメモリーの空き領域にさまざまな情報を記録し、多目的に自治体独自の行政サービスを行うことができるようになっており、そういった観点から、鹿島市としても今後、電子市役所の実現に向け、この住民基本台帳カードについても活用していくことが求められていると思います。

これからはデジタルネットワーク社会の進展と時代の要請を踏まえ、電子政府、電子自治体の基礎となる住民基本台帳システムについて、十分な個人情報保護措置を講じつつ、その着実な運用を図っていく必要があると考えます。

そこで、平成15年8月より交付が開始されたが、本市におけるカードの普及についてどのように評価されているのか。また、住基カードの役割や利便性について詳細に説明をお願いします。

次に、農業再生について。

この項に対しては2人の議員の方から午前中あつていますので、重複すると思いますが、よろしく願い申し上げます。

日本が抱える課題の一つに農業問題があります。特に全国で埼玉県一県分の面積に上るとされる耕作放棄地の問題は、食料自給率アップの観点からも重要な課題であります。耕作放棄地がふえる要因としては、農家の高齢化による担い手不足、後継者難により、この30年ほ

どで約3倍にふえました。日本の食料自給率はカロリーベースで2007年度が40%で、かつて1960年代初頭は80%近くありました。その当時のイギリスは42%、ドイツ67%であったが、2003年にはイギリス70%、ドイツ80%となっています。農産物の保護に徹して力を入れて、自給率の向上に成功しています。世界の人口がふえていく中で、8億人が慢性的栄養不足に悩んでいます。食料輸出国がいつ輸出禁止策をとるかわかりません。自給率の長期低迷や耕作放棄地の増大などに象徴される農業の衰退にどう歯どめをかけるか、農政の抜本的な見直しに着手する方針を示しております。

超高齢化社会の到来という日本社会の課題に、これまで以上に取り組まなければなりません。1964年に約600万人だった65歳以上の高齢者人口は、現在約2,800万人、2015年には約3,300万人になると推測され、今後、社会の高齢化は急速に進みます。深刻化する農家の高齢化、後継者難に対する農業従事者の確保を急がなくてはなりません。日本は食料自給率を向上させ、食料の安全保障を確立すべきであります。今、外国からの輸入に対し国民が安全性に疑問を持ち、国内産への思いが消費者の中に強く、今こそ自給率向上に努め、農業の再生を図っていくべきではないでしょうか。

そこでお尋ねしますが、現在、鹿島市における生産者の現状について、就農者の状況、年齢、認定農業者数、法人の状況等がどうなっているのかお伺いします。

次に、火災予防装置の普及について。

住宅火災で亡くなった人を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者の占める割合が半数以上を占めています。住宅火災による死者の発生状況別に見ると、逃げおくれが原因だった比率が6割以上と他を圧して第1位になっています。火災によって亡くなった方が午後10時から翌朝、午前6時までの睡眠時間帯に多いことから、火災の発生に気づかずに逃げおくれで亡くなる方が多いと推測されています。

こうしたことから、平成16年に消防法が改正され、住宅用火災報知器の設置が義務づけられることになりました。新築住宅については既に平成18年6月1日から義務づけられており、既存の住宅については市町村の条例によります。今後さらに高齢化が進むことを考えると、被災者を減らすため対策を早急に進める必要があることはわかります。我が国においても、住宅用火災報知器が設置されていたケースと設置されていなかったケースで住宅火災による死者数を比べると、設置されていた場合は死者数がおよそ3分の1になっており、住宅用火災報知器の効果が確認されています。住宅用火災報知器は、家庭内で発生した火災をいち早くキャッチして警報を発する装置です。初期の通報に大いに役立ち、火災から逃げおくれを防ぐために威力を発揮します。アメリカの事例では、ここ20年間で住宅用火災報知器の普及率が32%から94%へ上昇する中、火災による死者は年間6,000人から3,000人以下と減っています。

このことについて、鹿島市としてはどのように周知を行っていくのか、そのことにつ

いてお伺いいたします。

次に、妊婦健診の拡大について。

妊婦無料健診は母子の健康維持に不可欠な取り組みであります。健康保険の適用外のため経済的な負担が大きく、若い夫婦にとって重い負担となっているのが実情であります。妊婦健診は、1、正常な妊娠の経過を確認、2、ハイリスク妊娠の早期発見、3、妊娠中に発症する合併症などの予防、4、胎児異常の有無の診断など、妊婦や胎児の健康を守るために大切な役割を担っています。厚生労働省によると、母子の健康のための妊婦にとって望ましい健診の回数は14回とされています。医療保険が適用されないため、1回の受診に5千円から10千円の費用がかかり、経済的不安から子供を授かるのをためらう女性がふえています。出産年齢の上昇などで妊婦の健康管理が重要性を増しており、健診を受けないまま病院で出産に至る飛び込み出産のケースも珍しくない現状で、多くの医療機関から受け入れ拒否される問題も多発しています。だれもが安心して出産できるよう、妊婦健診の負担をなくすことが求められております。

妊婦健診の拡充については動きがあっているようですが、鹿島市としてはどのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

私のほうからは1点目の住基カードの利活用について答弁をいたしたいと思っております。

まず、住基カードの普及状況についてということでございますが、先ほど議員から申されましたように、平成15年8月から取り扱いを開始いたしまして5年が経過したところでございます。鹿島市の実績を申し上げますと、本年1月末現在で358枚の交付実績となっております。そして、この住基カードにつきましては、写真のついたものと写真なしの両方がございますが、358枚のうち写真つきのものが281枚で、全体の78.5%ということになっております。それから、市の人口に占める普及状況でございますが、これはなかなか進まなくて、現在、1.12%の普及状況ということになっております。

それから次に、この住基カードにつきましては、市の手数料条例に基づきまして1件につき500円の手数料を徴収いたしております。

それから、あと役割と利便性等につきましては、大体議員のほうからも相当申されておりますが、昨年の5月1日から個人情報保護や成り済まし防止を図るために戸籍法なり住民基本台帳法の改正がありました。それによって各種証明書の交付の際に本人確認が強化され、特に運転免許証等を持たない方については住基カードが非常に好評になっております。そういったことで、市民課の窓口といたしましても、住基カードの普及に努めてまいっていると

ころでございます。

それから、昨年からは電子証明書を発行いたしまして、いわゆる電子申告、e-Taxということでございますが、この手続によって若干ふえてきております。

それから、このe-Taxの状況でございますが、最新の実績で申し上げますと、先ほど申し上げました358枚の発行実績の中で、160枚がe-Taxのための申請ということで交付がなされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

それでは、私のほうからは農業再生の中で、1回目の御質問で数字的なものの御質問がございましたので、その部分についてお答えをいたしたいと思えます。

これは数字が農林業センサスの部分とうちの調査の部分がございますので、そういう形でお聞きいただきたいと思えますが、まず、センサスによる数字でございますが、総農家数が1,902戸、これは2005年のセンサスの実数でございます。そのうち販売農家数、いわゆる農家と言われる部分ですね、これが1,492戸、そのうち後継者がいる農家が661戸、基幹的農業従事者、これは主にだれが中心になって農業をしているかということにとらえていただきたいと思えますが、基幹的農業従事者が65歳以上の世帯というのが全体の51.4%でございます。

それから、ここから先はうちの数字でございますが、認定農業者数、これは165経営体——経営体という表現は1戸の農家に2人、3人と認定農業者の認定を受けた方がいらっしゃるケースもございますので、165経営体と言いますが、簡単に申し上げますと、165世帯というとらえ方をしていただければと思えます。

それから、農業法人の関係でございますが、集落営農関係での農事組合法人が2組合、それから、ほかの法人では、うちで把握しておりますのは認定農業者の認定を受けておる法人でしかわかりませんが、畜産関係の法人が2法人ございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

私のほうから住宅用火災警報器設置の義務化の市民への周知はどのようにしているのかという御質問にお答えいたします。

3月1日号、今回の市報にも掲載いたしておりましたが、設置の義務化を知ってもらうために鹿島市の市報に、今回の1日号も含めまして、過去7回掲載しているところでございますし、今後も掲載を予定しているところでございます。

また、平成20年11月に消防団とか区長会とかにお願いして、「住宅用火災警報器の設置はお済みですか」という見出しの、（実物を示す）このようなチラシを各戸に配布していただいたところでございます。また、杵藤地区消防本部のホームページに掲載いたしておりますし、今後は鹿島市でもホームページの掲載を予定しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も関係機関など一体となって住宅用火災警報器の普及促進の広報に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

私のほうからは妊婦健診についてお答えをしたいと思います。

御存じのとおり、平成20年度は妊婦の無料健診というのを5枚交付しております。21年度から当分の間ですね、この5枚を14枚に拡大したいというふうに予定をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

答弁ありがとうございました。まず最初に、住基カードの件についてお伺いいたします。

今、答弁の中で、358枚で、特にe-Taxがふえた関係で枚数がふえてきたということで答弁があったんですけども、何せ鹿島市で普及状況が1.12%ということで今答弁があったんじゃないかと思えます。なかなか普及が進まないのが現状じゃないかと思えます。

そこでお尋ねしますが、要するに住基カードの普及のため、現在どのような取り組みをされているのか、また、今後の啓発方法についてお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

普及のための取り組み状況でございますが、5年経過して、なかなか普及が進まないということを踏まえまして、市民課といたしましてもいろいろ検討を行っております。それで、まずは窓口に来られるお客さんに身近に理解をしていただくということで、ポスターとかパンフレット、そういったものの説明をいたしております。それから、今後の取り組みの一環として、今、県内の自治体では無料化の取り組みがなされているところがございますが、鹿島市としては今のところ、この無料化についても実施をいたしておりません。

それから、今後の啓発でございますが、特に今問題になっているのが写真つきの公的な証明書を持たないという方がふえている状況もございます。そういったことから、運転免許証

を返納された方については、特に市民課の窓口におきまして、写真付きの住民基本台帳カードを普及するような形で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

なかなか進まないのが実情じゃないかと思います。いろいろ窓口の説明とか無料化のですね——これは後に無料化の取り組みを質問していきたいと思いますが、写真付きの公的証明、これも免許証の返納時ということを言われました。そういうことで、写真付きの住基カードをということで説明をされているが、なかなか進まないのが現状じゃないかと思います。

何で進まないのかといろいろ考えてみまして、僕も以前にこの議会でも取り上げ、また質問をいたしました。その中で、このカードの中の空き領域の多目的利用について、全国でもそういう空き領域について機能を持たせるような取り組みをやった結果、これが伸びている例もあるわけですよ。ここで普及率の伸びが顕著にあらわれている結果として、市民サービスの向上のためにも利活用を進めていくべきではないかと思うわけです。例としては、全国各地いろいろ、12の例を手元に資料を持っているんですけども、その中で、特に島根県の松江市とか岩手県の久慈市では、今言われた住基カードの写真を無料でしていると。それから、さらに多目的利用で、図書館のカードはあるんですけど、その中に専用に埋め込んで図書館のカードを専用にしているところで、そこで普及が伸びている例もありますけれども、今後どのように鹿島市としては普及のためにされていくのか、その点をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この住基カード導入のときに、個人情報の問題とかなんとか、いろんな議論がありました。それで、この種のことで一応鹿島市もスタートをしたわけですが、要するに住民の皆さんにとってこれが必ず必要なかという必要性の問題、それから魅力があるかと、そういう問題と、ないということではありますが、やはり個人情報問題のおそれというものをまだ若干感じておられるところもあるんじゃないかと。あるいはまた、我々市側からこれに必ず入ってもらおうておかにゃいかんという大きな理由も正直言ってないんですね。そういう中での推進でありますから、これは導入した以上は推進を図らにゃいけません、しゃかりきになってこれをやらにゃいかんと、市としてそういう必要性は感じておりません。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

市長が今答弁されたですけど、要するにしゃかりきと言われたんですけど、1.12%という今の現状で、やっぱりこれをふやして少しでも伸ばして、せっかく取り入れたら、電子自治体の件もいろいろこれから出てくるんじゃないかと、そういう意味で僕は言ったわけですよ。

じゃ、ここに1つの例として、運転免許証の返納の問題でさっきいろいろ課長が言われたんですけど、その中で、平成10年から運転免許証の自主返納制度が始まっているわけですよ。その返納時に希望される方に交付されているのが運転経歴証明書、これが交付はされるんですけども、身分証明書のかわりになるものですが、有効期間が残念ながら6カ月となっているわけですね。せっかく返納はして、やっぱり交通事故防止のため、どうしても自分が返納するかわりにこれを6カ月ということをつけていただいて、何かあったらすぐ免許証を見せてくださいということを公的機関に行ったら必ず言われます。そういう中で、6カ月間は有効なんですけど、それ以上がなかなかできないのが現状で、その中で何とかしてこの運転免許証の返納者の――まず第1に、この返納者の推移は今、鹿島市でどれぐらいになっているんですか、その点をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

今回、通告を受けましてから鹿島警察署のほうにちょっとお尋ねをいたしましたところ、県内の状況と鹿島警察署管内の状況を調べていただきました。それで、先ほど申し上げられますように、この運転免許証の自主返納制度は平成10年4月から道路交通法の改正によって定められたということですが、県内的には若干ふえている状況ですが、鹿島警察署管内においてはなかなかまだ普及していないという状況でございます。それで、返納された方の数を申し上げますと、19年度が県内で63名、鹿島警察署管内で2名、それから平成20年度が県内で147名、鹿島警察署管内で7名、それから今年の2月現在で県内が60名、鹿島警察署管内が6名という状況でございます。

それで、先ほど遅々としてこの普及が進まないという理由の中に、鹿島市に65歳以上の運転免許証を持っておられる方の数をまた確認したわけですが、県内では平成20年12月現在で9万5,858人が免許証を持っておられると。それに対して鹿島警察署管内では、これは鹿島市と嬉野市、それから太良町を含みますが、8,592人ということになっております。それで、これでいきますと、65歳以上の人口が8,000人ちょっとでございますので、鹿島市の状況を推計いたしますと、約50%の人がいまだに免許証を持っておられるというふうな状況を把握いたしております。

それから、ちなみに鹿島市全体の車の運転免許証所有者でございますが、2万559人ということで、全人口の約65%が免許証を持っておられるという状況をつかんでおります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

警察署でもこういうふうにして、平成10年4月からいろいろこういう取り組みを始められております。そういう中で、要するに一番苦労されるのは、やっぱり公的機関に行ったときの証明書がどうしても厳しいということで、さっき申しましたとおり、有効期間は6カ月あるんですけど、なかなかそれ以上が望めないということで、免許証をずっと一生持ち続けられたら、それはそれでいいですよ。ところが、反面、警察署ではやっぱり事故防止のためにどうしてもと。そうなったら、やっぱり何か証明書にかわるものとなっていくと一番ポイントになるのが写真つきの住基カードじゃないかと思います。そのために、やっぱり各自治体では写真つきをサービスしたり、それから、さっき課長が言われた住基カードの交付手数料の無料化に向けた特別交付税の措置が平成20年度から平成22年度までの3年間に限ってですけれども、無料化になっている自治体もあるようでして、この点について、いろいろとこれも含めて今後どのように写真のですね、例えば、無料化の考えとか、それからまたは要するに特別交付税措置を利用したものを何か考えておられるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

この住基カードの無料化の問題でございますが、先ほど県内で先進的に取り組んでおられる自治体があるということで申し上げたわけでございますが、平成20年4月1日から佐賀市とみやき町が取り組んでおられます。それから、同じく平成20年10月1日から多久市と嬉野市が取り組んでおられます。それから、本年の2月1日からは武雄市が取り組んでおられるようでございます。それであと、今後、鳥栖市、太良町においてもこういった取り組みを検討しているというふうな状況でございます。

それで、何で今この無料化が話題になっているかということでございますが、先ほど議員のほうからも申されておりますように、2008年度から3年間に限って国の特別交付税の中に1枚当たり1,500円の交付税として算入をするということで通達が参っております。それで、2003年度からこの住基カードの交付にかかっていたわけでございますが、これまでは1枚当たり1千円の特別交付税が、これは有料、無料にかかわらず算入をされていたということでございます。それに、2008年度からはこの無料化に取り組んだ市町村については500円の上乗せをしたいということでございます。

それで、鹿島市については、結論を申し上げますと、今のところ無料化にする考えはない

ということで申し上げたいと思いますが、その理由につきましては、先ほど来申し上げておりますように、住基カードそのものの普及率が非常に低いということと、それから、これまで既に取得された方もいらっしゃいますので、そこら辺の不公平感が生じるということがございます。それからもう1つは、先ほど申し上げておりますように、運転免許証の保有者が非常に多いということも1つの理由として考えております。それからもう1つは、先ほど議員のほうから御指摘があったわけですが、この住基カードそのものがまだ開発段階ということで、21年度に入ってからそういう偽装防止の、もっとセキュリティー機能が強化された住基カードが発行されるということで今開発中でございますので、そのカードをもう一回見きわめてから新たな実行に移ることを検討いたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ぜひこの1.1何%ですか、これを幾らかでも推進できるように、さっき申しました交付税措置等もいろいろありますし、何とかこれを考えていただいて、とにかく各自治体が今から、武雄市、今発表になったそういうもので取り組みがどんどん無料化に対してもなされていきますし、また、さっき申しました写真に対してのそういうものは無料化にしていこうとか、とりましようというか、そういうものもあっていますし、そういうこともぜひ考えていただいて、何とか少しでもこれに対する問題のですね、特にe-Taxですね、この件に関しては商売されている方が、税務署等でもこのe-Taxを奨励している例がいっぱいあります、e-Taxをしませんかということでですね。だから、そういう面に対してもこれからふえてくるんじゃないかと思います。特に今、課長が最初に言われた、その中でもe-Taxを始めることに対しての住基カードがふえているということを言われましたので、そういうことも念頭に置かれて、今後、この件についてますます推進していただくようお願いして、この問題を終わりたいと思います。

次に、農業再生についてお伺いいたします。

課長、さっきからいろいろ数字的なことは言われました。その中で、特に高齢化が進んでいるということは否めない事実じゃないかと思います。特に耕作放棄地の問題ですね、これもさっき2名の議員からもあっていますし、まずは生産者、担い手をしっかり育成していくことが大事ではないかと考えます。特に限りある農地、これを最大限に生かし活用していくことが大事ではないかと思います。国のほうでも2015年までに食料自給率50%に向けて取り組みをしていくようになっているようですので、そういう意味でも担い手支援というのが大事ではないかと思っています。

そこで、生産者への支援についてどのようなものをなされているのかお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

議員の御質問に直接お答えする前に、私たちの分析といいますか、市としての分析を含めてお答えをしたいと思います。

まず、農業者の後継者不足、それから高齢化、今はそういうふうな状況だと認識をしております。ただ、私たちが若干違う見方をしているのは、なぜそういう状況になっているかということを検討しています。私たちが思うに、後継者不足、高齢化というのは今の農業が適正な評価をされていないと。農作物が再生産費が上がるような価格で購入をされていない。言い換えれば農業者が自分たちの作物に対して自分たちで価格をつけられないと、そういうことから経営がうまくいかないということが1つあるかと思います。それからもう1つは、外圧です。先ほどおっしゃられましたように、外国産の輸入が非常に多うございます。その中で、国のほうは今の40%の自給率を50%にするというふうなお話をされています。これは例えば、先ほど米粉の話もどなたか、議員から質問があったかと思いますが——ああ、うちの答弁のほうでしたかね。食料自給率を上げるために米粉をつくりなさいというふうな話もあっていますが、米粉をつくっても、これはそれを加工する業者と契約しなければ転作対象としませんと。片やこれをやりなさいと言いながら、もう一方は自分たちで考えなさいという政策なんです。ですから、国が言っている10%の引き上げというのは、末端農家の意識と少し乖離をしていると私たちは思っているところでございます。私は50%に引き上げるというのは非常に簡単なことだと思っています。具体的に申し上げますと、外国産の輸入が多い品目については最高でも国内消費量の半分に抑えるというふうな大なたを国のほうで考えていただければ、簡単に解決することだろうと思っています。

それはそれとして、私たちもいろいろな対策をとらなければなりません。今、御質問の後継者対策については、きょうも何名の方からか御質疑がありましたので、繰り返しになりますが、まず新規で就農をされる場合、これは学卒の方と、学校を出てすぐ、自宅が農家という方で就農される方、それからUターン、Iターン、いろいろなケースがございしますが、こういう方たちに対する支援というのはいろいろな制度がございします。例えば、土地の購入貸付制度、それから研修支援、その他、支援ということじゃありませんが、相談に乗るということ、栽培指導、そういうことまでいろいろな形ができるかと思いますが、まずは冒頭に申し上げました根本の価格が安定していないことが、ひいては、今、農家の方ともお話をする機会がよくあるんですが、農業でやっていけんばいと。なしかというぎ、来年つくる分、金の上がらんもんと、こういうふうになっているのはなぜかということを考えながら、私たちができるところの支援をしていきたいと。それと先ほども申し上げましたように、シェフとのコラボ、福岡の業者へ売るとか。今、農産物の販売は大量のものは市場を通じて農協のほ

うから都会のほうに出ていくわけですが、顔が見えるという売り方については直売所がご
います。ただ、中ロット、いわゆる1,000人、2,000人に対して、1日そのくらい売れるよう
なところに売るといようなことで、先ほどちょっとほかの部分で答弁をいたしました
が、馬場議員のほうに答弁したことと思いますが、福岡からのシェフをお招きすると。
あとインターネット販売、そういうこともつなげていければということで、まず、後継者対策という
より、いかにして売っていくかという対策を中心に考えてやっていきたいと、そのように思
っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

いろいろ答弁の中で、さっきちょっと米粉のような話が出たんですけども、先日も水
田農業推進会議の中でももらいました資料の中に、水田等有効活用促進交付金の中に米粉用
米、飼料用米ということが書かれている資料をもらっています。そういう中で、これも消費
拡大に、これは大手のコンビニが米粉を利用したパンを製造して販売されているわけですよ。
この米粉がどのようなものか栄養面で言いますと、小麦粉に比べ良質なたんぱく質、ア
ミノ酸を豊富に含む栄養価の高い食品ということでネット上で説明されていますし、大手の
コンビニもこれを販売しています。そういう中で、この米粉のことをどのようにしていくの
か、それは米粉用米、飼料用米ですか、この作付の支援ですね、このことに関していろいろ、
この前でもお話があったんじゃないかと思うんですけど、こういったものに取り組む場合の
いろいろな支援に対してはどのような支援がされているのか。また、この消費拡大について
いろいろあるんですけど、現に大手のコンビニでもやっていますし、そういうとで何か
考えがあったらお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

数量的なものについては資料を持ってきておりませんので、お答えできませんが、例えば、
米粉を国の目標としている数量分を消費するためには、それを加工する業者が必要になりま
す。今、国はそういうふうな打ち出しをされましたけど、国の目標数量をつくった場合、国
内で加工をできる業者がございません。まだ足りません。ですから、この辺については、当
然、全国に同じような一律の方式でやっておられますが、米粉の加工業者がそれに間に合っ
ていないということで、現時点ではなかなか難しいという状況で把握をしています。そう考
えておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9 番水頭喜弘君。

○9 番（水頭喜弘君）

実はですよ、この米粉の消費の問題で今課長が答弁されましたが、やっぱり後継者問題、耕作放棄地の問題、特に後継者の問題、高齢化に向けての厳しい現状の中で、やっぱり消費者の方にいかにして農業を理解していただくかということが大事じゃないかと思えますけど、今の景気悪化の中で、やっぱり雇用の受け皿として農業が脚光を浴びるようになってきているわけですね。その中で、実は課長も御存じと思うんですけども、農業、商業、工業の連携を促すために農商工等連携促進法というのが20年7月21日から施行されているわけです。このような連携についての取り組み、また、この事業内容、どのような取り組みができるのかをお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

農商工等連携促進法という法律のようです。おっしゃいましたように、昨年7月に法律が施行されたということを知っております。そういった業種が連携をして国から認定を受ければ、補助金などの資金面の支援、それからもう1つ、外郭団体というか、中小企業基盤整備機構というのがございまして、ここがフォローアップするということ、それから大手の流通企業などの協力も得られると、そういったプラス面があるので、活用をしてくださいという国からのPRがあります。

概要は以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9 番水頭喜弘君。

○9 番（水頭喜弘君）

今から単に農産物を売るだけでは経済の波及効果がどうしても限界があると思います。そういう中で、この技術開発、また販売戦略などのノウハウを持っておられる商工業と連携することでこの地域経済を刺激し、雇用拡大にもつながると思います。今、部長が紹介された新しい法律もできていますし、こういった農業以外の方々の協力を得ながら農業再生が新しいまちづくりにつながるという取り組みをお願いしていきたいと思えます。

実は昨日、テレビを見られた方は御存じと思うんですけども、三重県の伊賀市、見られたですかね。伊賀の里モクモク手づくりファームということで、これが放映されていました。実はここに常任委員会で視察に行かせていただきました。その中で、物すごく大きい、要するに若い人が雇用の受け皿としては、きのうのテレビの話では平均年齢28歳、農業をする

方がですね。それで、年収が3,800千円やったですかね、そういう感じじゃなかったかと思
います。我々が行ったとき、入園料が400円ということで、要するに京阪神とか東海方面か
ら来園者が年間50万人あるということです。そして、東京ドームの3倍ということです。
リピーター率が6割というわけですよ。そして、来園者の多くは安心・安全な農産物の購入、
ウインナーやパンを手づくりでつくられて、体験もできるわけですね。それはもちろんのこ
とですけれども、要するにこれが、ここの中での体験ができ、年間の売り上げは通販を含め
て42億円あるわけですね。そして、要するにここは従来はつくるだけだった農業を加工、サ
ービス産業へも拡大して、こういう強みを生かして地域の雇用促進に貢献しているわけです。
若いというのが魅力ですよ。そして、毎年これが10人程度を新規採用して、応募者が毎年、
全国から250名ほどの若い者が来ると。何かやっぱり魅力があるんじゃないかと思うわけ
ですね。テレビ放映の中で、それはもうすごい、我々が行って感動しました。いろいろ施設が
あって、特に手づくりのものを我々も購入してきたんですけど、そればかりじゃなく、加工
品もとにかく素晴らしいところですので、部長、何か行かれる機会があったらぜひ行ってみ
られたら感激されるんじゃないかと思ます。

そういうことで、これは紹介程度にしておきますけど、そういうふうで全国各地でいろ
ろ、このファームについては物すごく今からふえてくると思ます。これは現在、テレビ以
外にちょっと聞いた話では、少人数で取り組んで農事法人で1人10,000千円近く上げられて
いるところもあるわけですよ。だから、それは今からふえてくるんじゃないかと思ますの
で、それも研究されて、ぜひ今後の鹿島のまちづくりの発展に幾らかでもお役に立って
いような、そういう研究を我々もしていきますし、されたら、これが要するに連係プレーで
いまちづくりができるんじゃないかと思って今回紹介いたしましたので、よろしくお願
いいたします。

次に移ります。

火災予防装置の普及について、さっきから答弁いただきました。今、火災のほうがですね、
済みません、続けてよかでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

やっぱり火災予防装置の普及ということで、過去7回、設置の義務化のために、してもら
うためにいろいろと周知を徹底されているということはお聞きしました。ホームページ上
でも今から紹介していくということであったんですけども、住民の皆さん方には、いろ
んな種類がある。どういうものを買えばいいのか、いろいろ種類もあると思うわけ
ですよ。そういうのに対しても宣伝の意味でも、どういうものを買えばいいのか、そ
このあたりを説明をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

何か落ちつかないですけれども、今、議員おっしゃられましたように、火災警報器はおおむね5千円から15千円程度いたしております。警報でお知らせするものとか音声でお知らせするものとか、いろいろあります。私たちとしては、おおむねこの値段ぐらいですよということでお知らせをしていますし、基本的には日本消防検定協会の鑑定に合格したことを示すNSマークと言いますが、これがあるものをお買くださいということでお話しております。（「議長、ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後4時23分 休憩

午後4時39分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

何て言っているのかわかりませんが、本当にお気の毒でございます。

火災予防装置についていろいろ質問をしていますけれども、次にですよ、課長が答弁された設置基準というのですかね、設置場所の基準というか、そういうものなんかは、いろいろあると思うんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

設置基準については、杵藤地区広域市町村圏組合で条例を制定しております。その中で、義務化をしているのが寝室でございます。台所は義務化まではしていませんが、設置をお勧めしているという形で基準を決めているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。持ち家となったらいろいろこの基準に従ってつけばいいんですけど、例えば、賃貸住宅ですね、この場合には設置基準はまた、ちょっと費用負担の面とか、いろいろな面でどのようになっているのかお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

賃貸住宅につきましても、当然、設置をお願いしたいと思います。家主の方で設置をお願いできればと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

もう1つは、設置に当たって、要するに若い人はともかく、お年寄りの方が購入されて、それから取り付けですね、簡単に取り付けができるといったものの、やっぱり厳しいところもあるんじゃないかと思うんですけども、それに対して、例から言いますと、京都市あたりでは警報器の普及に向けて京都市防犯協会が住宅用火災警報器取付事業というのをやっているわけですよ。当然、今から23年までにはつけていかなければいけない中で、自力で設置ができないという声も出てくるんじゃないかと思いますが、そういう方々にとっては大変な作業であると思うわけです。そういう点についてどのようにお考えされているのか、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

確かに住宅用火災警報器は設置は非常に簡単ではあります。でも、そういう形で設置ができないでいらっしゃる単身世帯とか高齢者の方の世帯とかあるとすれば、そのことについての対応策は、今、正直言いまして全体で協議をいたしておりません。それで、緊急に、例えば、杵藤地区消防本部とかと対応策について協議をいたしたいと思います。それか、業者にお問い合わせすれば設置はしていただけるものと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

業者にお問い合わせと言われるけれども、今どこにでもというか、ある程度その基準に合ったのを売っていると思うわけですね。だから、要するにそれが厳しいからこそ、やっぱりそれに対しての声にこたえるべきでもあると僕は思うわけですよ。だから、業者にお問い合わせできればいいんですけども、そういうともこれから検討してくださいよ、そういう面に対してですね。杵藤広域圏とかなんとかとお話が今されるといったら、それでしてください。

最後ですけども、この販売に関して、いろいろホームページ等で今から紹介されていくと言われたですけども、その中で1つ、住宅用火災報知器の特集なんかを組んでいかれて、

その中で、もちろん法令で設置が義務づけられていることは重要ですが、いざというときの逃げおくれ防止に役立つ、このことを訴えていただきたいし、またもう1つは、要するに悪質な販売に対する、これからいよいよ近くなってくれば販売の中で要するに悪質な業者あたりが詐欺まがいな商売をやってくる面も考えていかなければいけないんじゃないかと思うわけです。そういうときに対しても、例えば、インターネット上で、僕は京都市の例を見て20枚近くばかり出てきた。その中で、悪質販売編ということで、こういうものには用心した方がいいですよ、こういう手口でということで、法律で義務づけられました、今すぐ設置しないと法律で罰せられますとか言われたりですね、消防署から来ましたと言われ、法外な値段で住宅用火災報知器を売りつけられたとか、いろいろな例が現に出ていますし、そういうものも出てくるんじゃないかと思えます。そういうときに対しても、せつかく市報とかホームページで今からなされるならば、そういう面もいろいろとそこにさせていただいて、市民の皆さんが安心して取りつけできるような対策をよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今、御質問は2点あったと思えます。1つは、ホームページで特集ということだと思えますけれども、特集とまではいかないにしても、火災警報器の設置の義務化ということ、それから悪質な業者の方に注意とか、どういうのの設置がいいですよとか、標準的な値段とか、ほぼ網羅した形でホームページには載せたいと考えております。

それから、実はこれは御紹介なんですけれども、12月に杵藤地区広域市町村圏組合消防本部が鹿島市民約300人に設置状況等についてアンケートをとっております。その結果をちょっと御紹介させていただきたいと思えます。

設置状況は、現在、鹿島市内18%です。それと警報器が義務化されたことを知っていますかという問いには、82%の方が知っておられます。ですから、ほぼこの義務化ということは市民の方はわかっていらっしゃると思っております。そのほかの方たちにどう周知していくかが問題だと考えております。そして、知った方法については、新聞・テレビが48.3%、それから市の市報というのが18.7%ございました。現在設置していない理由は、まだ猶予期間があるためというのが41.8%という形になっていますし、設置する意思があるかという問いについては74%の方が設置する意思があるというお答えをされております。今、そういう状況ですので、設置の義務化を知られていない方、そういう方たちにどう設置をしていくか、意思がない方たちにどのような形で呼びかけていくかが重要ではないかと考えているところでございます。

今、全国の例を言われましたけど、悪質な商法が確かにあっております。鹿島の場合につ

いては、悪質とまでは言いませんけれども、不適正訪問販売というような表現を、法律には違反していないと。ただ、適当ではないだろうというような、ちょっと難しい表現になっていますけど、そういう事例はあっております。悪質商法対策についても、当然、何度か広報していかなくちゃいけないと思います。市報に今まで7度載せたと申しましたが、これも何度か載せております。それと先ほど申し上げました昨年11月に配布しましたチラシの中にも、悪質な訪問販売に御注意くださいということで、市役所や消防署が直接販売したりすることは絶対にありませんというような形でお知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

よろしく願いいたします。

最後に、妊婦健診の無料拡大については、今御答弁いただきましたとおり、5枚から14枚に拡大していきたいということで答弁をもらっていますので、どうかこれに対してよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明4日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後4時49分 散会